

# 2000 大学院学生便覧



人文科学研究科 博士(後期)課程  
比較文化専攻  
経営情報学研究科 博士(後期)課程  
起業マネジメント専攻  
人文科学研究科 修士課程  
国際文化専攻／女性学専攻  
経営情報学研究科 修士課程  
起業マネジメント専攻

# 建学の精神

理事長 水田 清子

21世紀を迎えて、世界の中の日本というテーマの重要性は、さらにいちだんと深まっていくことでしょう。この国際化の世紀を生きる、豊かな感性と知性と、確かな知識、技能を持つ若々しい人材を育成するために、城西国際大学が太平洋に臨む広大な九十九里至近の地に誕生いたしました。

房総の地に出生し、数次にわたる蔵相、自民党政調会長等の要職を歴任し、戦後日本の政治経済に少なからず寄与してきた清廉な政治家、故水田三喜男の「学問による人間形成」という理念を建学の精神として、学校法人城西大学は1960年代の初めに発足いたしました。

それから約30年、新生の城西国際大学は、その建学の精神を共有し、継続してまいりますが、さらに、〈国際社会の中で生きる人間の人格形成〉を、本学の学問と教育の目標としていきます。

大きく変わっていく時代とともに、大学もまた日々新たな活性化を求めなければ、その役割を果たすことができませんが、人間と教育の原点は不変です。城西国際大学では若い人々が〈学ぶことを通して自己の可能性を発見〉し、〈率直さと公平さ〉をふんだんの規範として生きることを目指します。ごまかしのないスポーツの世界におけるようなフェアプレイの精神をもって、国の内外で、人生という広いフィールドで、力いっぱい活動するために、若い人々が育っていく希望と抱負と魅力に満ちた場として、城西国際大学は、これから新しい年輪を刻んでいきます。

# 目 次

## 建学の精神

目次 ..... 1

校地・建物略図 ..... 3

学生生活のしおり ..... 13

　　学生証 ..... 14

　　連絡事項 ..... 15

　　授業関係 ..... 15

　　大学院自習室の利用案内 ..... 16

　　授業料および施設設備費 ..... 17

　　学生相談 ..... 17

　　健康管理 ..... 17

　　奨学制度 ..... 18

　　T A ・ W S P 制度 ..... 19

　　住居関係 ..... 19

　　アルバイト ..... 19

　　施設・用具使用 ..... 19

　　拾得・紛失・盗難 ..... 20

　　忘れ物 ..... 20

　　学用バス ..... 20

　　自動車通学 ..... 21

　　諸届 ..... 21

　　その他 ..... 22

　　諸願・届一覧 ..... 23

　　学生通則 ..... 24

　　院生研究進行予定 ..... 27

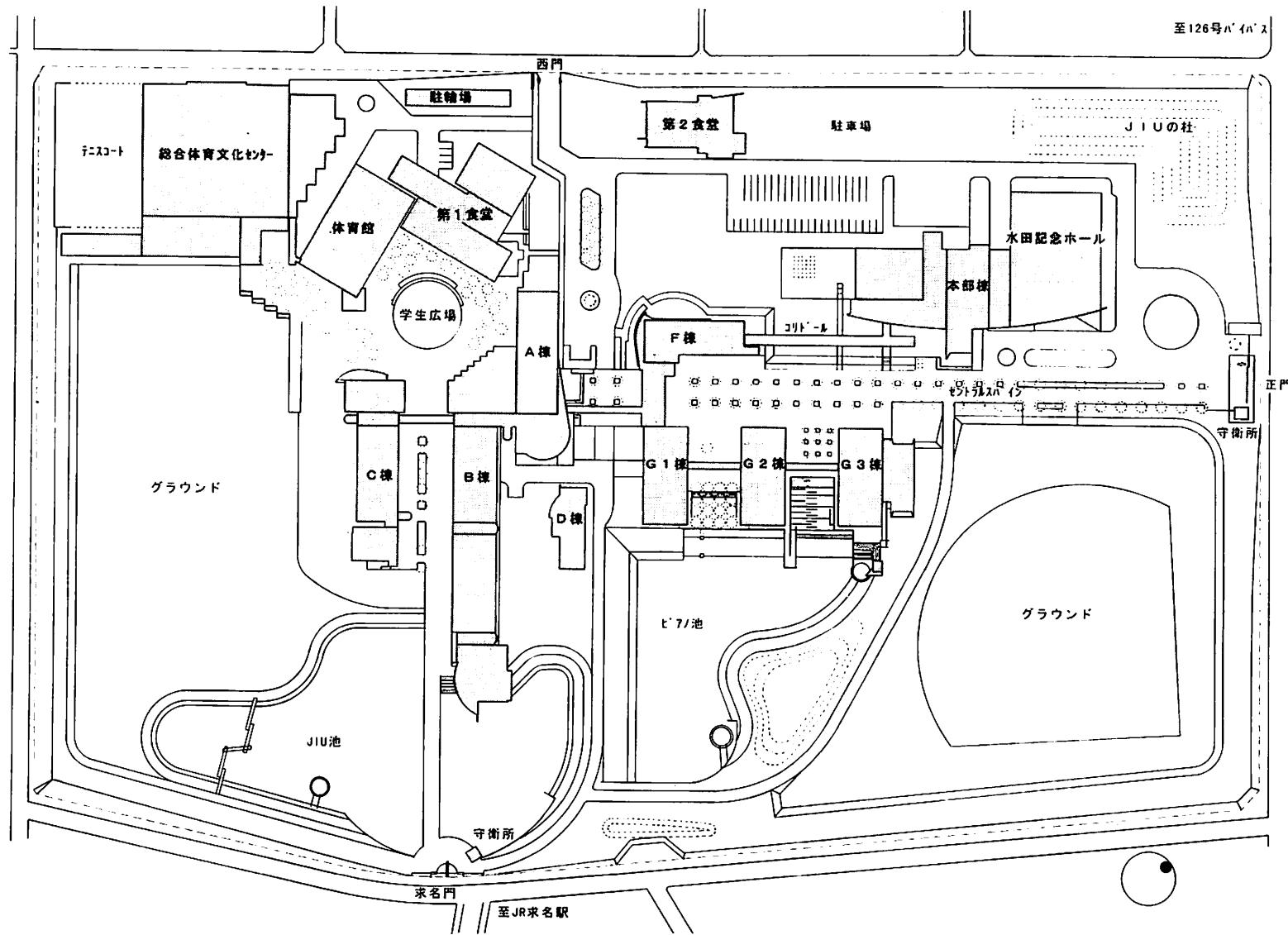
　　証明書センター（学生課内） ..... 35

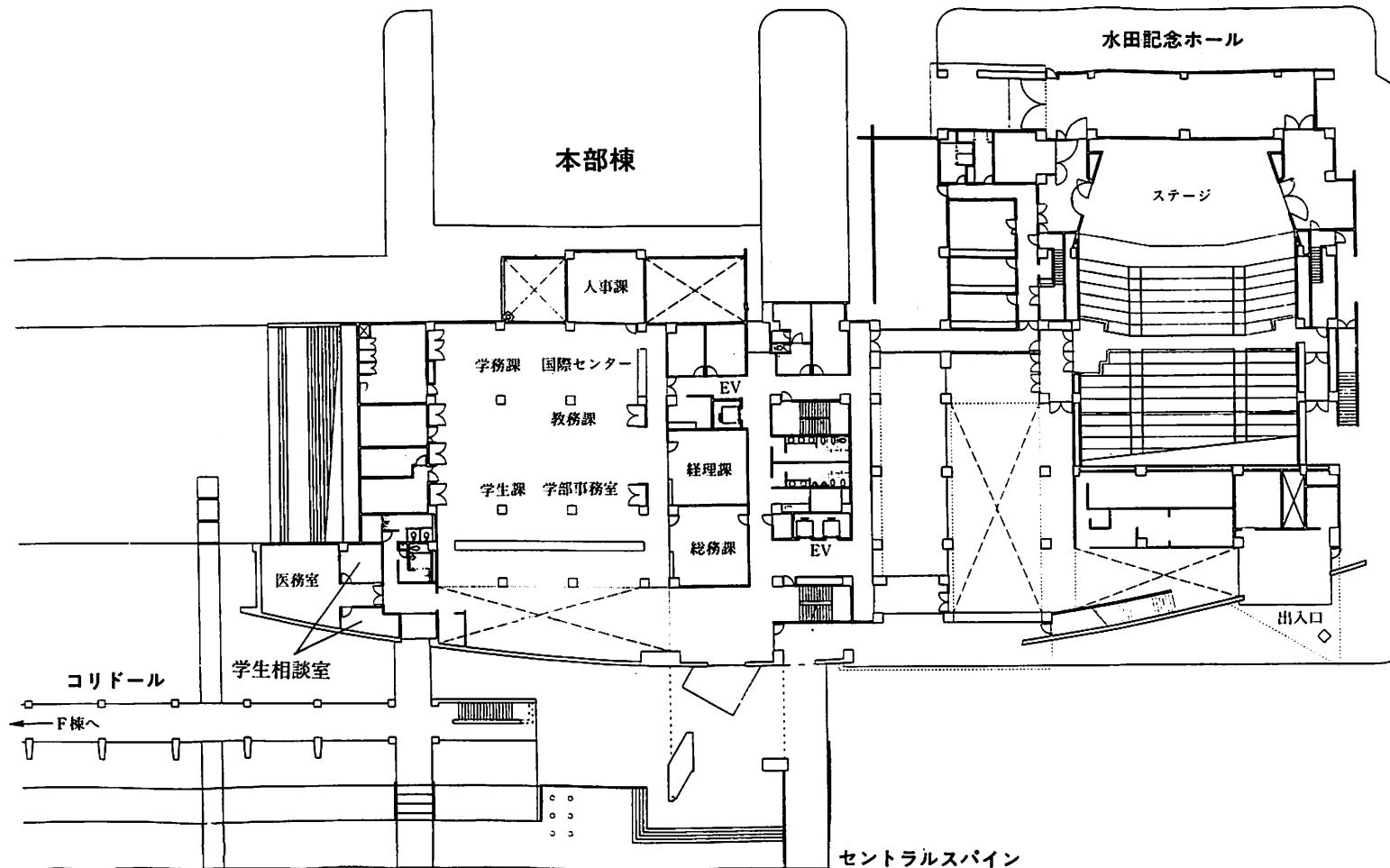
　　図書館 ..... 39

　　情報科学研究センター ..... 45

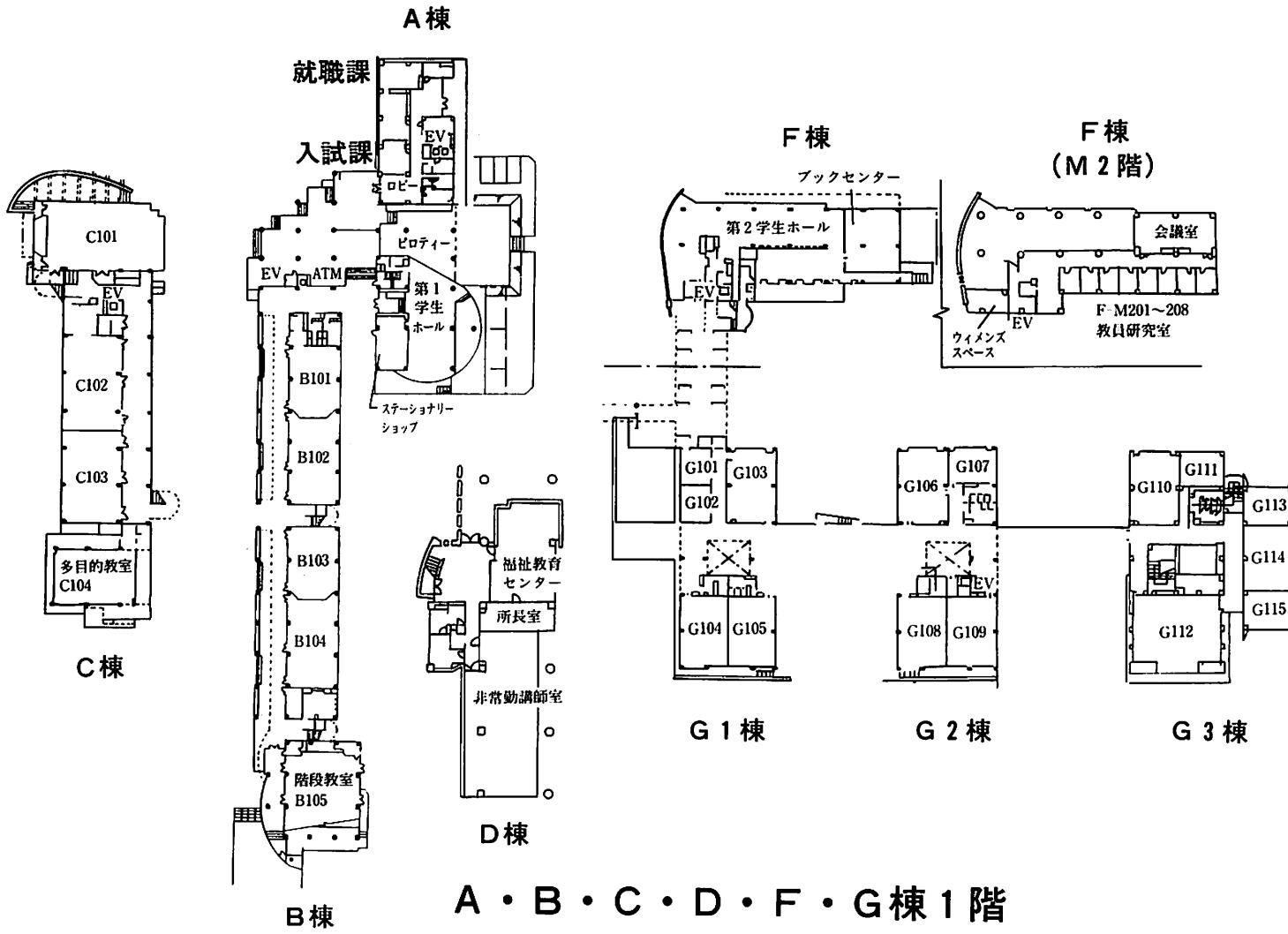
　　国際文化教育センター ..... 49

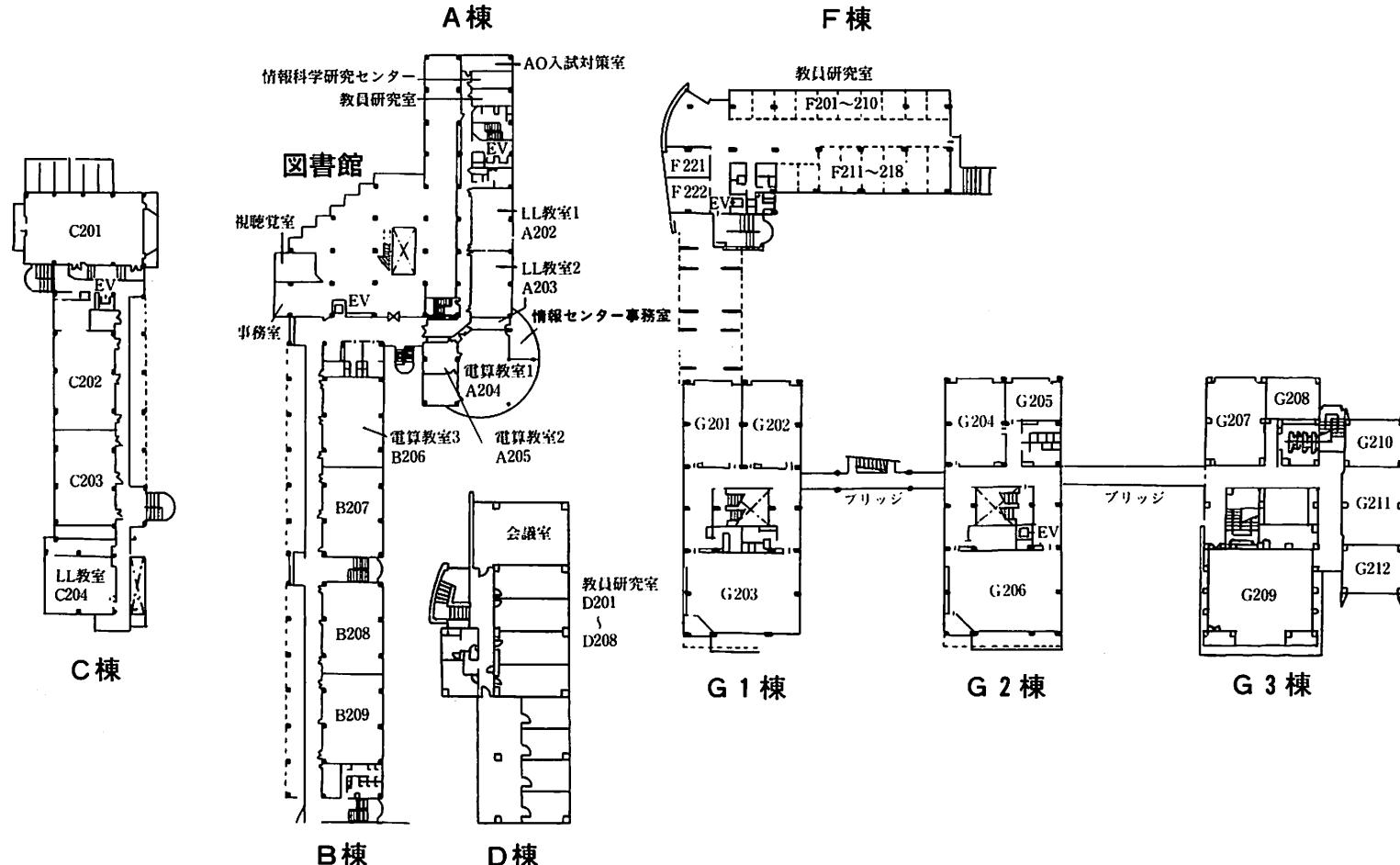
JIU 未来講座	59
JIU 国際総合講座	63
城西国際大学学則（抄）	69
城西国際大学大学院学則	79
城西国際大学学位規程	93
教職課程	103
城西国際大学学友会	111
城西国際大学学会会則	117
城西国際大学同窓会	121
城西国際大学父母後援会	125
城西国際大学学歌	131



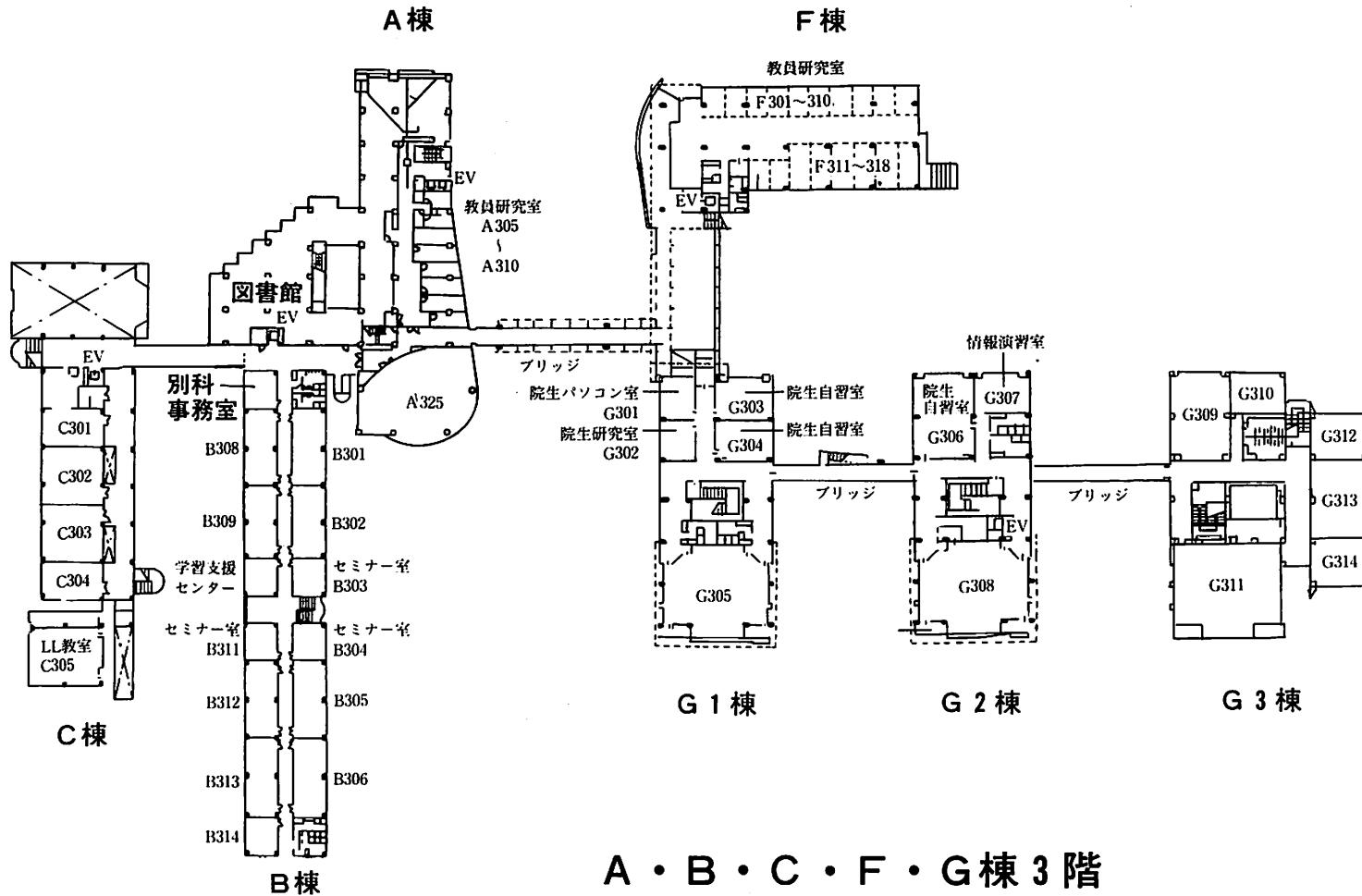


本部棟 1階



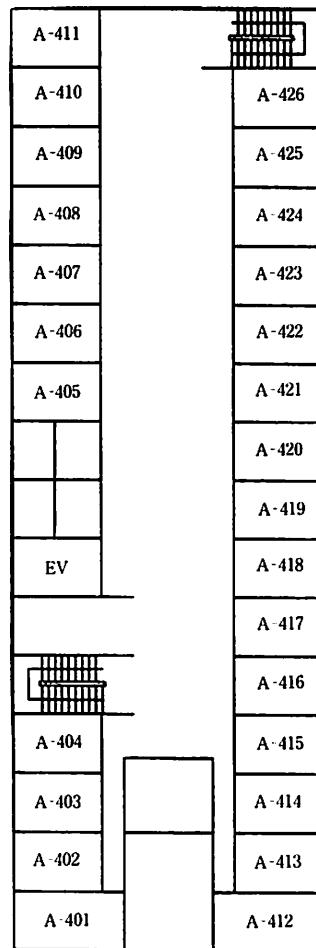


A・B・C・D・F・G棟 2階



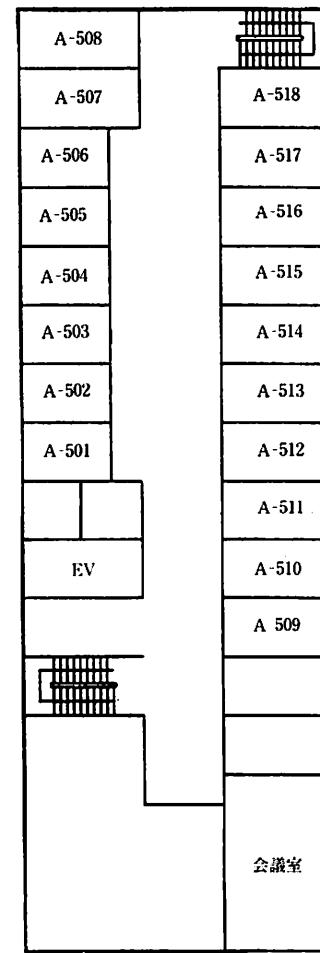
A棟4階

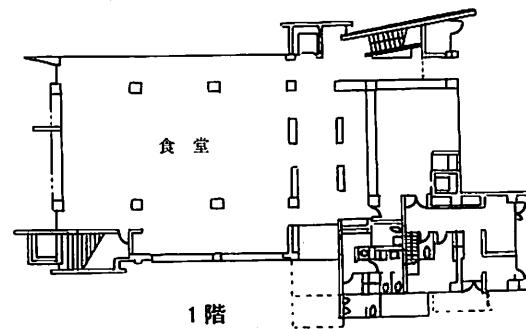
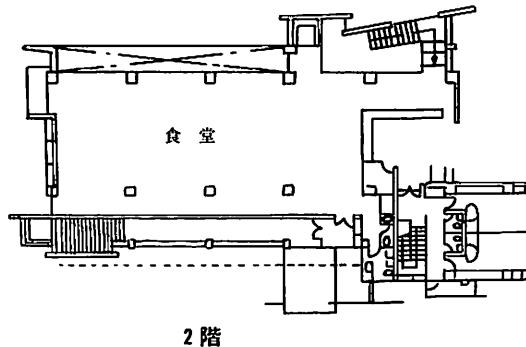
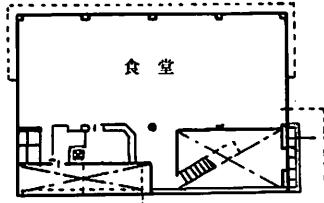
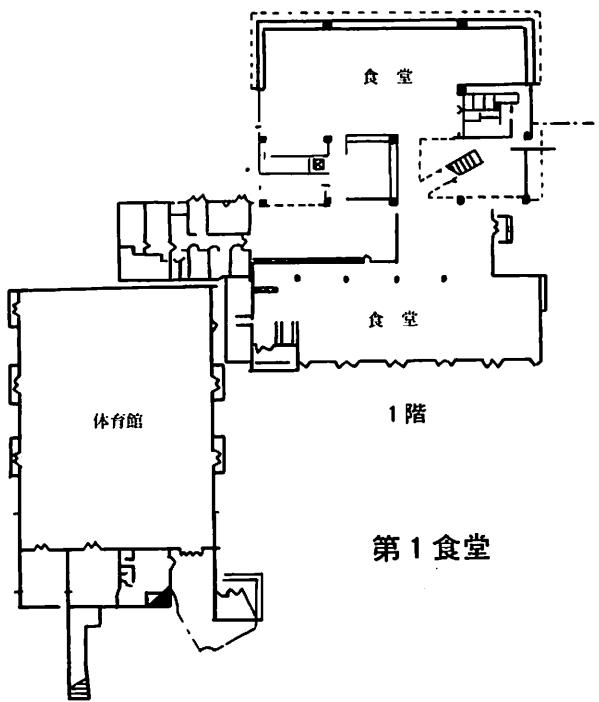
A401~A416 教員研究室



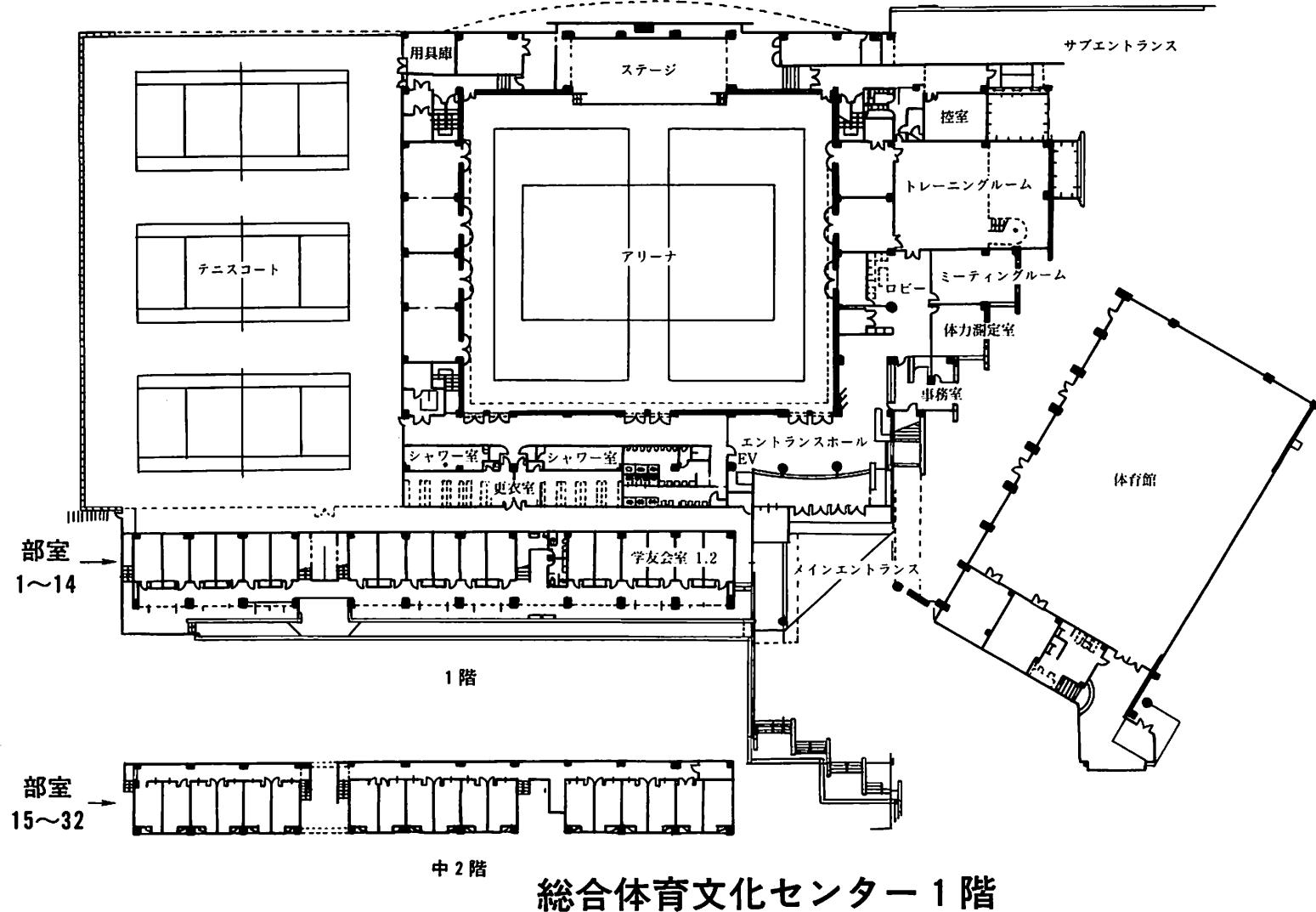
A棟5階

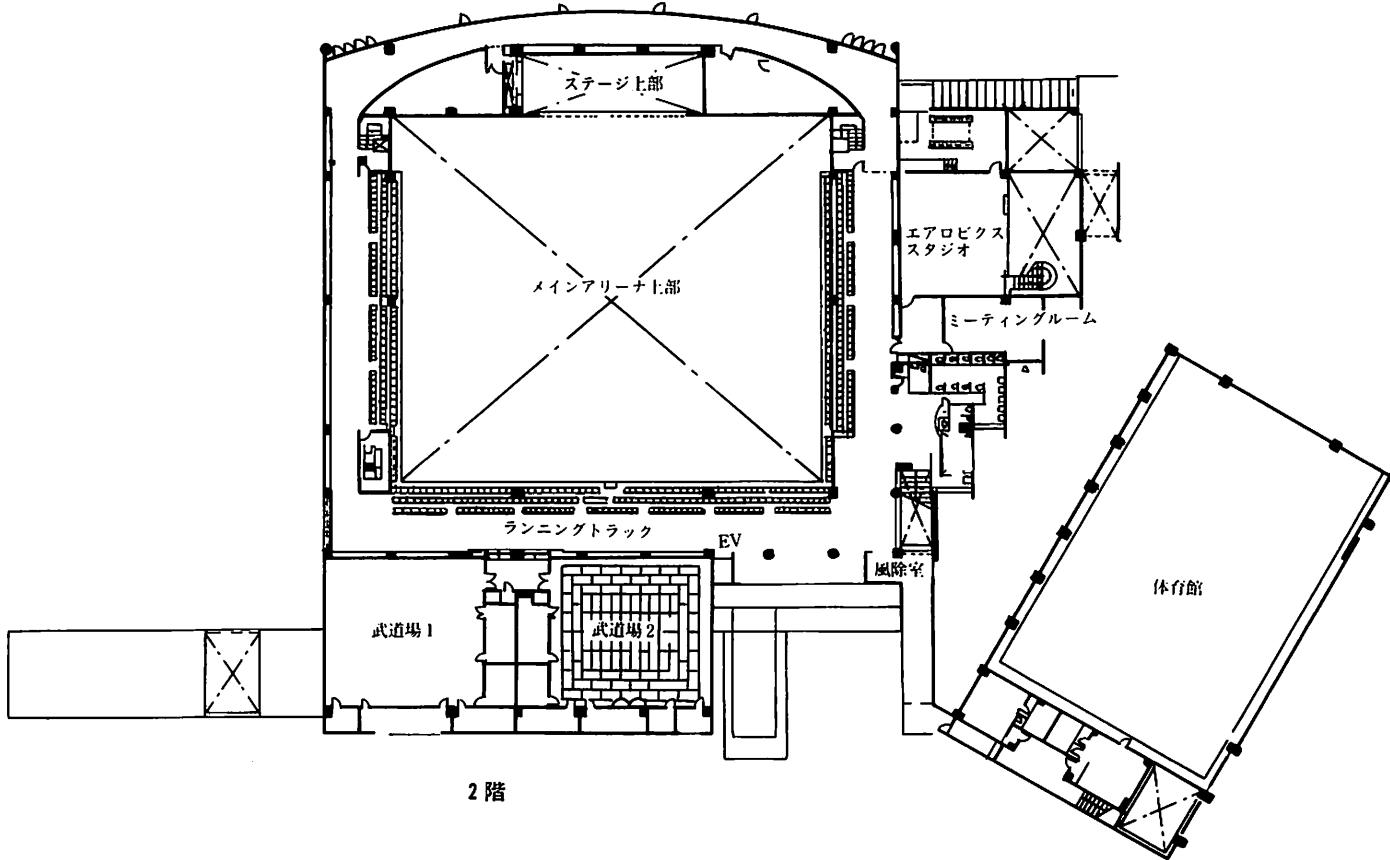
A501~A518 教員研究室





第2食堂





総合体育文化センター 2 階

学生生活のしおり

学生生活のしおり

# 学生生活のしおり

## 学生証

本学での学生証番号は、学籍番号および身分証明書番号でもあります。在学中あらゆる場合に使用され、学生の個人名にかかわるべきものです。

所属学部学科はアルファベットで示し、つぎの四ケタの数字は入学年次を示すものです。学生証を紛失したり破損しないよう大切に保持し、次の事項を守ってください。

1. 学生証は、本学学生であることを証明するものですから、交付を受けて必ず携帯し、本学の教職員より提示を求められた場合は、提示しなければなりません。
2. 学生証は、入学時に交付します。卒業時に学生課に返還しなければなりません。
3. 学生証によって各種証明書・学割等が発行されますので、記載事項（氏名、住所、通学区間等）を変更する場合は、速やかに学生課に届け出て必ず訂正を受けなければなりません。
4. 試験にあたっては学生証の提示が義務づけられています。
5. 学生証を紛失もしくは著しく破損した場合は、「学生証再発行願」を学生課に提出し申し込んでください。
6. 卒業、退学および除籍の場合は、学生証を返還しなければなりません。

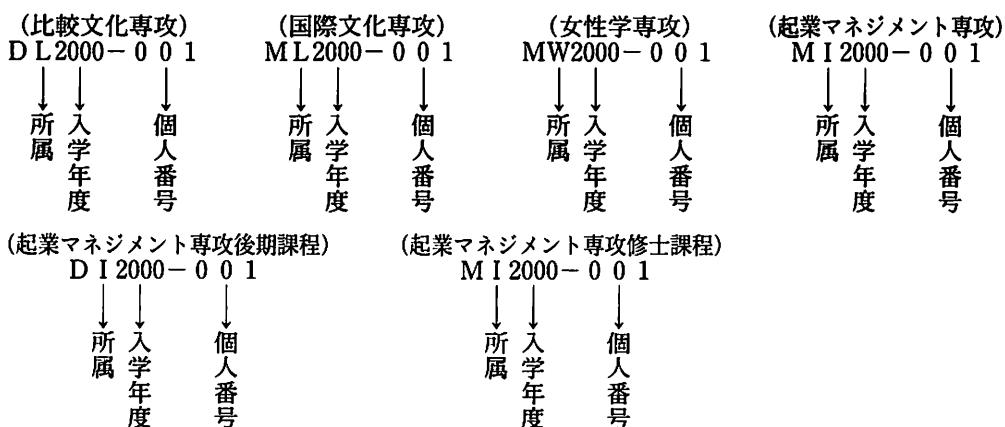
### 学生証のアルファベット記号

研究 生……S 科目等履修生……A

大学院 国際文化専攻……ML 女性学 専攻……MW 比較文化専攻……DL

起業マネジメント専攻……MI 起業マネジメント専攻後期課程……DI

### 学生証番号（学生番号）の見方



## 連絡事項

大学から学生への通知事項等は、すべてマグメディア（電動波動掲示板）または掲示板によってお知らせします。掲示を見落としたために、必要な手続きがとれなかったり、修学に支障をきたすことが生じることがあります。毎日機会あるごとに各掲示板を注意して見るよう心掛けてください。

なお、マグメディア及び掲示板の設置場所は下記の通りです。

マグメディア：A棟第一学生ホール前

B104教室前

F棟第二学生ホール前

G3棟前

掲示板：B棟西端B101横（学生課）

B棟西端エレベータ隣（教務課、全学科共通）

A棟第一学生ホール内（学生課）

G1棟1階通路（経営情報学科、国際文化学科）

G1棟1階通路（学生課）

G2棟1階通路（福祉文化学科、国際交流学科）

G2棟1階（大学院用学生課）

G3棟1階通路（国際経営学科、福祉環境情報学科）

## 授業関係

### I 履修申請

1. 履修申請とは、所属する研究科・専攻のカリキュラムの中から学習すべき授業科目を自ら決定し、所定の様式に従い学部事務室に提出することによって、自己の学習計画を確立するとともに、申請した授業科目について履修する権利を持つことになります。

学年の始めに行われる履修申請の手続きは、非常に重要なものでありこの手続きを怠ったり、誤ったりすることは、その年度の履修が無効になったり、授業を受ける権利を放棄することになります。

また、履修についての相談は、4月上旬に学部事務室窓口で疑問にお答えします。

### II 授業時間表

時限	I	II	III	IV	V
時間	9:30~11:00	11:20~12:50	13:35~15:05	15:15~16:45	16:55~18:25

## 授業時間割表の見方

		コマ・コード番号	科目名
(前)	は前期科目		教員名
(後)	は後期科目		教室
1011 (G 302)	日本文化研究II (文学・近代)	吉田	
0001 (F 222)	英語コミュニケーション I (前) (口頭発表法)		

## 教室番号の見方

教室番号の頭のアルファベットは棟を表し、後の数字で教室番号を表しますので、校地・建物配置図等を参考にしてください。

(例) G 302

Gは棟番号 302は教室番号

## IV 休 講

担当教員から連絡があり次第、掲示により連絡します。また、始業時刻から30分以上経過しても教室に連絡のない場合は、学部事務室まで問い合わせてください。

### \*交通機関の運行停止と授業について

交通機関の運行停止（ストライキまたは自然災害などの場合）の際における授業の取扱いは、JRが始発時運行停止の場合に限り全日休講となりますので、ニュース速報等に十分注意してください。

## V 欠 席 届

やむを得ぬ事情で授業や試験を欠席した場合は、欠席届に診断書または理由書を添えて学部事務室で検印を受けた後、授業担当教員に提出してください。なお、欠席届の用紙は学部事務室窓口に用意してあります。

## 大学院自習室の利用案内

### 1. 平日(月曜日~土曜日)の使用

(1) 原則として、午前9時から午後6時までとします。

(2) 平日の午後6時以降に使用する場合は、午後5時までに「施設使用願」を学部事務室（大学院係）に提出してください。

### 2. 日曜日及び休日の使用

(1) 原則として閉室とするが、教育・研究上において、やむを得ず使用を希望する学生は、「施設使用願」を提出し、許可を得てください。

### 3. 使用上の注意事項

(1) 使用者は、退出するときには部屋の戸締まり、窓の施錠、火気及び電気を必ず点検してください。また、使用しない廊下灯等の消灯につとめてください。

- (2) 平日の午後5時以降に万一事故が発生した場合は、学部事務室（内線1162）及び守衛室（内線1106）に連絡してください。休日及び祝日の場合は、守衛室（内線1106）に連絡してください。
- (3) 室内は、禁煙とします。
- (4) 室内では、昼食時間を除いて原則として、飲食を禁止いたします。
- (5) 普段から盗難防止のために、各自の持ち物の保管・管理には十分注意してください。また、盗難にあった場合は、速やかに学生課に届けてください。

## 授業料および施設設備費

### I 授業料

1. 年間納入額を前期分および後期分の2期に分割納入してください。なお、大学から納入振込用紙が、4月上旬（前期分）および10月上旬（後期分）に送付されますので、必ず所定の「授業料等納入振込用紙」を使用してください。
2. 授業料負担者は、原則として第一保証人とし、変更がある場合は「授業料負担者変更届」を経理課に提出してください。

### II 施設設備費

毎年度授業料と同時に納入してください。なお、納入振込用紙は「授業料等納入振込用紙」を使用してください。

### III 事情により、授業料および施設設備費の納入に支障をきたす場合には、「授業料延納願」を経理課に提出し、相談してください。なお、用紙は経理課窓口に用意しています。

## 学生相談

不安や悩みがあるときは、ひとりで考え込まずに相談にきて下さい。相談することは人に頼ることでなく、よりよい生き方をするための積極的な行為です。

皆さんの相談に応じるために「学生相談室」があります。相談員は、星野晃一教授、柏木繁男教授、栗木レタンギエップ教授です。相談日については、掲示いたします。

相談があるときは、まず学生課窓口にお越し下さい。個人の秘密は固く守りますので、ご遠慮なく「学生相談室」を利用して下さい。

## 健康管理

健康を保持し、増進させていくことを目的に本部棟1階に医務室があります。怪我をしたとき、体の調子が悪いときなど、遠慮なく利用してください。

## I 定期健康診断

本学では毎年4月に定期健康診断（内科検診、X線検診、身体測定、検尿、聴覚）を実施しております。健康診断の結果、精密検査の必要な学生には、掲示により連絡いたします。

なお、健康診断を受けなかった場合には、健康診断書の交付ができないので、指定日に必ず受診してください。止むを得ない理由により受診できなかった学生は、病院もしくは保健所等の健康診断証明書を学生課に提出してください（この場合は自己負担となります）。

## II 遠隔地被扶養者証

医療機関を利用するとき、保険証が必要となりますので、自宅通学以外は在学証明書を自宅に送り、遠隔地被扶養者証の発行を受け、常に携帯してください。

## III 健康相談

健康上のことでの悩みや困ったことが生じた場合は気軽に相談に来てください。専門医やカウンセラーと一緒に相談に応じます。

## 奨学制度

奨学制度には、日本育英会および地方自治体等の育英資金があり、学生課で取り扱っています。

### I 日本育英会

1. 日本育英会は、日本育英法という法律によって設立された国の育英機関で、人物・学業とともに特に優れかつ健康であって、経済的理由により修学に困難な学生に学資を貸与する制度です。

第一種奨学生は無利子貸与で月額は、修士課程84,000円、特土課程117,000円です。第二種奨学生は、有利子貸与で月額は50,000円、80,000円、100,000円、130,000円の中から選択できます。

#### 2. 予約進学者

予約採用に申込む場合は平成12年10月末日までに、平成13年4月に大学院課程に入学内定された人。

#### 3. 奨学金の支給と返還

奨学金の支給は、各個人名義銀行預金口座に日本育英会より直接振り込まれ、返還は、卒業後に預金口座から自動振替となります。奨学金は、国民の税金と返還金が主たる財源ですので、卒業後の返還金は、後輩学生の奨学金に循環運用されます。返還の義務を果たして、初めて、奨学金制度が成り立ちます。

#### 4. 奨学生の成績について

奨学生の成績は、毎年大学側から日本育英会に報告された成績不良・単位不足者は、要注意者とされ、留年した場合は、1年間奨学金の支給を停止されます。ただし、休学の場合はその期間の奨学金の支給が停止され、退学するとその時点で貸与が終了となりますので、休学または退学する場合は、必ず学生課へ申し出てください。

## II 地方自治体等の奨学金

茨城県、新潟県、船橋市等の各都道府県または市長村の奨学金や交通遺児育英会等の奨学金があります。ただし、これらの奨学金については、大学を通じて募集しないものがありますので、申し込む場合は早めに各窓口に問い合わせてください。

## III 留学生への奨学金

外国人留学生に対し、日本国際教育協会や平和中島財団等の奨学金があります。募集については、掲示しますので見逃さないようにしてください。

## TA・WSP制度

### 1. Teaching Assistant 授業料減免制度

大学院生がティーチング・アシスタントとして、学部学生の授業補助にあたることができる制度であり、併せてその大学院生の奨学に資することを目的とした奨学制度です。

### 2. Work Study Program

大学院生が有給で教員の教育業務の補助にあたることができる制度であり、併せてその大学院生の奨学に資することを目的としたプログラムです。

※申し込み、問い合わせ先は、本部棟学部事務室窓口まで。

## 住居関係

自宅から通学できない者は、通学可能なところに「住」を確保しなければなりません。「住」は学生生活を充実させるために大切な条件です。大学では、通学に便利な環境で勉学条件にかなったところを紹介しています。詳しくは学生課に相談してください。

## アルバイト

学生は学問に専念し、これを通じて人格形成につとめるべきで、アルバイトに多くの時間をさくことは決して好ましいことではありません。しかし、やむを得ないときは勉学にさしさわりのない仕事を選びましょう。

なお、求人については、学生課の掲示板で紹介しております。

## 施設・用具使用

本学の体育施設・教室は、正課授業および課外活動で使用していますが、時間の許す限り一般学生にも開放しています。施設や用具を使用するときは、学生課で手続をしてください。

---

## 拾得・紛失・盗難

---

学内で物品を拾得・紛失したときは、学生課に届け出て拾得届・紛失届に必要事項を記入してください。拾得物は学生課前の拾得物ケースに保管してありますので、学生課に申し出てください。

なお、盗難にあった場合は、速やかに学生課に届け出てください。

また、普段から盗難防止のために、各自の持ち物の保管・管理には十分注意してください。

---

## 忘れ物

---

学内での忘れ物が多いので、持ち物には必ず、学籍番号、氏名を記入してください。なお、忘れ物は、拾得物ケースに保管してありますので、学生課に申し出てください。

拾得物ケースに溜まった品物については、年3回（7月、12月、2月）処分します。

---

## 学用バス

---

学生・教職員用に東京・蘇我・大綱・成東・東金駅から大学迄、学用バスを運行しています。

大学周辺は、駐車禁止になっており、駐車場にも限りがありますので、できるだけバスを利用するようにして下さい。

\*現金での乗車はできません。バス利用券を学生課の窓口で購入して下さい。

### 学用バス時刻表

#### [東京便]

東京駅発	大学発
------	-----

7：40	13：10
------	-------

15：30	18：30
-------	-------

#### [大綱便]

大綱駅発	大学発
------	-----

9：05	8：30
------	------

9：55	9：20
------	------

10：35	9：45
-------	------

12：45	12：15
-------	-------

14：25	13：30
-------	-------

15：40	15：10
-------	-------

17：20	16：50
-------	-------

#### [蘇我便]

蘇我駅発	大学発
------	-----

8：25	9：20
------	------

8：35	9：30
------	------

10：15	12：50
-------	-------

10：25	13：10
-------	-------

14：05	15：10
-------	-------

14：10	15：15
-------	-------

16：20	18：25
-------	-------

16：30	18：35
-------	-------

**[成 東 便]**

	大学発	成東駅発	大学発	大網駅発	東金駅発
※ (1便)	8:45	9:05	9:20	9:55	10:15
(2便)	10:40	11:00			
(3便)	11:40	12:00			
(4便)	13:10	13:25			
(5便)	13:40	13:55			
(6便)	15:10	15:25			
	大学発	東金駅発	大網駅発	大学発	成東駅
※ (7便)	15:50	16:05	16:25	16:55	17:10

**[学用バス運賃表]**

	東京便	蘇我便	大網便	成東便	
運 費 (片道)	600円	200円	100円	100円	
学用バス利用共通回数券		3,000円 (33枚綴り) 2,000円 (22枚綴り)			

\* 1便と7便については、大網駅及び東金駅にも運行しますのでご利用下さい。

---

**自動車通学**

---

現在、交通事故は毎日のように発生し尊い命が奪われています。事故によって学生生活が阻害され、修学が困難となることもあります。事故回避等からも自動車通学は見合わせてほしいものです。

ただし、止むを得ない事情により自動車通学をする者は、必ず駐車場（学外・有料）を利用して下さい。大学周辺道路の違法駐車は、地域住民が大変迷惑しますので、絶対駐車禁止です。

なお、学内への車の乗り入れも禁止します。

---

**諸 届**

---

**I 住所変更届**

本人・第一保証人・第二保証人の住所を変更したときは、所定の用紙がありますので記入のうえ、速やかに学生課に届け出でください。

**II 保証人変更届**

家庭の都合で保証人が変わるとときは、所定の用紙がありますので記入のうえ、速やかに学生課に届け出でください。

### III 身上異動届

本籍地・姓名を変更するときは、所定の用紙がありますので記入のうえ、速やかに学生課に届け出てください。

### IV 学生団体設立

学生が学内において団体を設立するときは、学生通則第5条を参照のうえ学生課に届け出てください。

## その他の事項

I 大学への電話による問い合わせ（行事予定・休講・その他授業及び試験に関することなど）には一切応じられません。必要あるときは必ず登校のうえ、掲示により確認するか事務室窓口に問い合わせてください。

II 大学の機関ではありませんが、学生の厚生援護を目的とする文部省の外郭団体に、〈内外学生センター〉があり、アルバイト、住まい紹介のほか、奨学援助、保健診療、厚生会館の運営、管理及び外国人留学生の援助・内外学生の交流等の事業を行なっています。

（取扱時間） 平 日 9:30～11:30 13:00～16:00

休 日 土曜、日曜、祝日、年末年始、創立記念日（7月1日）

[東京学生生活相談所] ☎161-0034 東京都新宿区上落合1-17-1（西武新宿線 下落合駅前）

（アルバイト、特別相談、短期貸付等の業務） ☎03-3951-9101

：アルバイトの無料紹介 ☎03-3951-9105

：特別相談 ☎03-3951-9105

：短期貸付 ☎03-3951-9105

：留学生相談コーナー ☎03-3951-9103

[東京学生住宅相談所] ☎160-0004 東京都新宿区四谷1-21 (JR 四ツ谷駅 四ツ谷口3分)

（宿舎の紹介、特別相談等住まいの業務） ☎03-3359-0633

：宿舎の紹介 ☎03-3359-0631

：特別相談 ☎03-3359-0631

：FAX番号 ☎03-3359-5997

## 諸願・届一覧

種類	摘要	用紙配布窓口	提出先
休学願 復学願 退学願	事由が発生したとき、速やかに学部事務室で相談の上、手続きすること	学部事務室	学部事務室
欠席届	やむを得ぬ事情で授業や試験を欠席したとき	学部事務室	担当教員 (学部事務室)
転部願		学部事務室	学部事務室
住所変更届	本人又は父母、第2保証人の住所を変更したとき	学生課	学生課
保証人変更届	保証人が変わるとき	学生課	学生課
身上異動届	本籍地異動・改姓名等があったとき	学生課	学生課
紛失届 拾得届 盜難届	事由が発生したとき	学生課	学生課
施設・用具使用願	大学の施設・用具を使用したいとき	学生課	学生課
学生団体登録届	提示により指示する(5月)	学生課	学生課
団体設立許可願	顧問教員が必要	学生課	学生課
授業料延納願	やむを得ぬ事情で、授業料の納入がおくれるとき	経理課	経理課
授業料負担者変更届	授業料負担者が変わるとき	経理課	経理課

---

## 学生通則

---

- 第1条 本学学生に関する規定は関連法令に記載されたもののほか、この通則に定めるところによる。
- 第2条 学生は入学前に提出した個人調査票・学生個人別カードの記載事項に変更があったときは、そのつど速やかに学生課に届け出なければならない。
- 第3条 学生は学生証の交付を受け、必ずこれを携帯し、本学教職員より提示を求められた場合は、いつでもこれを提示しなければならない。
- 2 学生証は毎年学年始めに交付する。なお、2年生以上については、前年度の学生証と引き換えとなる。
  - 3 学生証を紛失したときは、直ちに学生課に届け出て再発行を受けなければならない。
  - 4 学生証の所持資格を失ったときは、直ちにこれを返納しなければならない。
- 第4条 学生は、毎年1回本学施行の健康診断を受けなければならない。
- 第5条 学生はその本分を自覚し、社会的な規則・マナーを遵守すること。他の人に対する暴力行為・セクシュアルハラスメントなどは決して許されない行為である。また、これらの行為を目撲した際には速やかに学生部、学生課へ申し出ること。
- 第6条 学生が学内で団体を結成しようとするときは、代表者と顧問教員（本学専任教員）を定め、所定の様式に従い、代表者および顧問教員が連署・押印をもって学生部長を経て学長の許可を得なければならない。
- 2 許可された団体は、毎年5月末日までに団体名簿を学生部長に提出しなければならない。提出のないときは解散したものとみなす。
- 第7条 本学は、多様な文化的背景をもつ学生が世界各地から集まっている国際大学である。したがって、本学において、特定の政治的・思想的および宗教的活動をしてはならない。また、政治的・思想的および宗教的団体と認められるものを組織してはならない。なおかつ、学外においても、大学名を使用して同様の活動をしたり団体を組織してはならない。
- 第8条 学生団体が学外団体に参加しようとするとき、または学外において本学名を使用して団体活動をしようとするときは、代表者および顧問教員の連署・押印をもって学生部長を経て学長の許可を得なければならない。
- 第9条 学生が学内において集会を開こうとするときは、代表者はその7日前までに所定の様式に従い、その日時・使用しようとする施設・その他必要事項を記載の上、学生部長に願い出て許可を得なければならない。なお、集会の終了後その結果について学生部長に報告するものとする。
- 2 前項の集会は、午前9時から後5時までの間とする。
- 第10条 学生が学内外において文書の配布及び掲示をするときは、その責任者氏名を記載した文

書を提示し、所定の様式に従い学生部長の許可を得なければならない。

- 2 前項の掲示は、本学所定の掲示板に掲示するものとし、その掲示期間は1週間以内とする。

第11条 学生が学内において世論調査、署名運動、投票及び寄付募集など、本学教職員、学生、外来者等を対象とする行為をしようとするときは、あらかじめ学生部長を経て学長の許可を得なければならない。

- 2 前項に定める行為の責任者は、その行為実施に関しては学生部長の指示に従うとともにその結果を報告しなければならない。

第12条 学生が、学生通則あるいは学内諸規則に違背したと認められるときは、学則第68条に基づき懲戒の対象となる。また、学生団体が学生通則あるいは学内諸規則に違背したと認められるときは、活動停止または解散を命ずる。

#### 付 則

この規則は平成6年4月1日から適用する。

この規則は平成11年4月1日から適用する。

# 院生研究進行予定

院生研究進行予定

## 人文科学研究科博士課程 院生研究進行予定表

年	月	内 容 及 び 諸 注 意
第 1	4月	<p>希望する指導教員3名を申請。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「比較文化」または「比較ジェンダー論」研究指導担当教員1名を含むこと。審査の上、結果を通知する。学生は、主たる研究指導教員の「研究指導」を3年間続けて履修しなければならない。「研究指導」は3年間を通じて12単位と認定される。なお、JEAP留学（原則として第3年次までは1年以内）の際は特別措置が適用される予定。</li> <li>「研究計画書」3部を希望する指導教員に提出。</li> <li>○日本文の場合は400字詰原稿用紙10枚～15枚程度。英文の場合はA4判ダブルスペース5枚～7枚程度。書式は自由だが、次の項目は必ず含んでいなければならない。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究主題とその具体的な内容（修士論文との関連を含む）。</li> <li>2. 方法論についての見通し。</li> <li>3. 資料・参考文献収集についての実績と見通し。</li> </ol> </li> </ul> <p>履修登録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「研究指導」は必ず登録すること。この登録により、3年間有効となる。他の科目の登録は、2年次、3年次でも行える。</li> <li>T. A, WSP出願（希望者のみ）</li> <li>○所定の用紙により、願書に主たる指導教員の推薦状を添えて出願。</li> </ul>
年 次	6月	<p>研究計画発表会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○必ず出席・発表し、指導を受けること。</li> <li>○発表は前記の「研究計画書」に基づいて行うこと。</li> </ul>
	10月	<p>第1回研究中間発表会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○必ず出席・発表し、指導を受けること。以下同じ。</li> <li>○発表内容は、修士論文の一部をさらに掘り下げ、展開したものでもよい。研究テーマを変えた者は新稿とする。いずれの場合も博士論文の一部の草稿にふさわしいものであること。</li> <li>○分量は日本文の場合、400字詰原稿用紙30枚～50枚程度。英文の場合はA4判ダブルスペース20枚～30枚程度。レジュメ・原稿をあらかじめ提出する。</li> </ul>
	2月	<p>第1回「論文作成計画書」及び第1回「年次研究報告書」提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「論文作成計画書」は、「研究計画発表会」「研究中間発表会」の成果等を取り入れ、「研究計画書」をより具体化したものであること。</li> <li>○日本文の場合は400字詰原稿用紙20枚～30枚程度。英文の場合はA4判ダブルスペース10枚～15枚程度。書式は自由だが、次の項目は必ず含んでいなければならない。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究主題の分節化</li> <li>2. 方法論についての概要</li> <li>3. 先行研究についての批判</li> <li>4. 資料・参考文献の目録</li> </ol> </li> </ul>

年	月	内 容 及 び 諸 注 意
第 1 年 次	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○論文の主題に大きな変更が生じた場合は、必ず指導教員の承認を受けなければならない。また、「研究指導」を担当する主たる指導教員を変更する場合は、その理由を明記した上で、新しいテーマに基づいた「論文作成計画書」を提出しなければならない。</li> <li>○「年次研究報告書」は「研究中間発表会」の成果等を取り入れ、さらに進展を図ったものであること。</li> <li>○「年次研究報告書」は学会誌等に発表した論文（抜刷）をもって代えてもよい。分量は400字詰原稿用紙30枚～50枚程度。英文の場合はA4判ダブルスペース20枚～30枚程度。</li> <li>○「年次研究報告書」の提出をもって4単位と認定されることはない。</li> </ul>
	4月	<p>履修登録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>T.A, W S P出願（希望者のみ。継続希望を含む）</li> <li>○所定の願書により、主たる指導教員の推薦状を添えて出願。</li> </ul>
第 2 年 次	6月	<p>第2回研究中間発表会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「論文作成計画」に基づく研究発表。第1回「年次研究報告書」に基づき、これを深めたものでもよい。その他の要領は第1回に同じ。</li> </ul> <p>博士論文提出資格予備試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第3年次の博士論文提出資格申請に先立って、その基盤となる専攻分野の学力を確認するための筆答及び口述試験。不合格となった者には、10月に再試験を行う。</li> </ul>
	10月	<p>第3回研究中間発表会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第2回「研究中間発表」以後の研究の進展を発表する。その他の要領は第1回に同じ。</li> </ul> <p>博士論文提出資格予備試験（再試験）</p>
	2月	<p>第2回「論文作成計画書」及び第2回「年次研究報告書」提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○要領は第1回に同じ。なお論文題目・内容の変更は認められるが、在学年限等の条件変更が伴うことがある。また「論文作成計画書」の枚数は、第1回より多く、日本文の場合400字詰原稿用紙100枚程度、英文の場合はA4判ダブルスペース50枚～60枚程度とする。</li> </ul>
第 3 年 次	4月	<p>履修登録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>T.A, W S P出願（希望者のみ。継続希望を含む）</li> <li>○所定の願書により、主たる指導教員の推薦状を添えて出願。</li> </ul>
	6月	<p>第3回研究中間発表会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第2回「年次研究報告書」に基づき、これを進展させたものを発表してもよい。また次項の「博士論文提出資格審査用論文概要」の一部でもよい。その他の要領は第1回に同じ。</li> </ul> <p>「博士論文提出資格申請書」提出</p>

年	月	内 容 及 び 諸 注 意
第 3 年 次	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「博士論文提出資格申請書」は次の3点から成る。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「博士論文提出資格申請書」(所定の用紙) 1部</li> <li>2. 「博士論文提出資格審査用論文概要」3部</li> <li>3. 「博士論文提出資格審査用論文概要要旨」3部</li> </ol> </li> <li>○「博士論文提出資格審査用論文概要」の枚数は、日本文の場合は400字詰原稿用紙300枚、英文の場合はA4判ダブルスペース180枚程度を目安とする（ただし指導教員の判断によって適宜増減できる）。</li> <li>○「博士論文提出資格審査用論文概要要旨」の枚数は、日本文の場合は400字詰原稿用紙30枚程度、英文の場合はA4判ダブルスペース20枚程度とする。</li> <li>○上記の「博士論文提出資格審査用論文概要」は、博士論文そのものではないが、院生が博士論文を実際に完成できるかどうかを、指導教員が判定できるだけの内容を備えたものでなければならない。また、次の各項目を必ず含んでいかなければならない。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 論文作成の進行状況と今後の見通し</li> <li>2. 論文全体の章・節・及び見出しを含む詳細な目次</li> <li>3. 各章・節の内容についての要旨</li> <li>4. 参考文献及び資料の目録</li> </ol> </li> <li>○上記「博士論文提出資格申請書」については、指導教員・研究科委員会・学長の審査を経て判定結果が通知される。</li> <li>○審査に当たっては、口述試問を行うことがある。</li> <li>○審査の結果、承認された資格の有効期限は、博士課程在学中及び3年間の「研究指導」を含む所定の単位取得退学後3年間とする。</li> <li>○「博士論文提出資格申請書」が承認されず、論文提出資格を得られなかった場合は、最短で半年後の再提出を認める。</li> <li>○「博士論文提出資格申請書」がいったん承認された後、論文構想に大きな変化が生じた場合は、最短半年後に改めて提出し、審査を受けるものとする。</li> <li>○6月に「博士論文提出資格申請書」を提出できなかった場合も、最短半年後の提出が認められる。</li> <li>○「博士論文提出資格申請書」の最終提出期限は、博士課程退学以前とする（学則により、在学年限は6年である）。院生がこの申請書を提出しないまま退学した場合は、以後の課程博士論文の提出は認められない。</li> </ul>
	10月	博士論文要旨発表会
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○発表者は、博士論文提出資格を得たものに限る。</li> <li>○発表内容は「博士論文提出資格審査用論文概要要旨」を使用することができる。</li> </ul>
	12月	博士論文提出
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○論文及び「論文要旨」各3部とともに「学位論文審査申請書」1部を添えて所定の期日に提出すること。</li> <li>○論文の枚数に特に制限はないが、6月に提出した「博士論文提出資格審査用論文概要」以上の分量とする。</li> </ul>

年	月	内 容 及 び 諸 注意
第 3 年 次	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「論文要旨」の枚数は、日本文の場合は400字詰原稿用紙30枚程度、英文の場合はA4判ダブルスペース20枚程度とする。</li> <li>○博士論文の審査と最終試験は、論文受理後3ヶ月以内に行う。審査には学外の審査員を加えることがある。</li> <li>○12月に博士論文を提出できなかった場合は、半年毎に提出の機会が与えられる。</li> <li>○12月に博士論文を提出しなかった者、また第3年次で博士論文を提出せずに退学する者は、第3年次の「研究年次報告書」を提出して3年間の「研究指導」の評価を受けなければならない。</li> </ul>
	3月	<p>学位記授与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○論文審査・最終試験に合格した者に対して、博士（比較文化）の学位が授与される。</li> <li>○学位を授与された者は、博士論文を印刷公刊する義務がある。</li> </ul>

〔注意〕 後期入学者は、原則として該当する月を半年遅れで読み替えるものとする。

**人文科学研究科・経営情報学研究科 修士課程 院生研究進行予定表**

年	月	内 容 及 び 諸 注 意
第 1 年 次	4月	<p>「研究計画書」提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○希望する指導教員1名を申請し、同時に「研究計画書」(所定の用紙による)を提出する。</li> <li>○「研究計画書」の提出に当っては、指導教員の十分な指導を受け、研究の確実な進展を期すること。</li> </ul> <p>履修登録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○2年次生と1年次生では「演習」の単位数、履修条件が異なるので注意すること。2年次生には、1年次に引き続き指導教員の「演習」の聴講を認めるが、単位とはならない。</li> <li>○修士論文の作成指導は指導教員の「演習」を中心に行われる。1年次生はこの科目を必ず登録すること。</li> <li>○指導教員の指導により、履修科目、指導のスケジュール等を打合せること。学部の科目で研究に必要な科目、教職関連科目等は、学部の科目等履修生として履修することができる。</li> </ul> <p>T.A, WSP出願（希望者のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所定の用紙により、願書に指導教員の推薦状を添えて出願する。</li> </ul> <p>J E A P留学計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指導教員と十分相談すること。</li> </ul>
	6月	<p>「研究計画」発表会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○必ず出席・発表し、指導を受けること。発表内容は、4月に提出した「研究計画書」を、その後の指導教員の指導によって展開したものであること。</li> <li>○日本文の場合は400字詰原稿用紙10枚程度。英文の場合はA4判ダブルスペース5枚程度。書式は自由だが、次の項目を含めること。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究主題とその具体的な内容（卒業論文等との関連を含む）。</li> <li>2. 方法論についての見通し。</li> <li>3. 資料・参考文献収集についての実績と見通し。</li> </ol> </li> <li>○原稿1部を事前に学部事務室に提出すること。</li> </ul>
	10月	<p>第1回研究中間発表会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○必ず出席・発表し、指導を受けること。以下同じ。</li> <li>○発表内容は、卒業論文の一部をさらに掘り下げ、展開したものでもよい。研究テーマを変えた者は新稿とする。いずれの場合も修士論文の一部の草稿にふさわしいものであること。また、自己の研究計画の中での位置づけを明確にすること。</li> <li>○分量は日本文の場合、400字詰原稿用紙20枚～30枚程度。英文の場合はA4判ダブルスペース10枚～15枚程度。レジュメ・原稿をあらかじめ学部事務室に提出すること。</li> </ul>
	12月	<p>「論文作成計画書」提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「論文作成計画書」は、「研究計画発表会」「研究中間発表会」の成果等を取り入れ、「研究計画書」をより具体化したものであること。</li> </ul>

年	月	内 容 及 び 諸 注意
第 1 年	12月	<p>○日本文の場合は400字詰原稿用紙20枚～30枚程度。英文の場合はA4判ダブルスペース10枚～15枚程度。書式は自由だが、次の項目の概要は必ず含んでいなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究主題の分節化</li> <li>2. 方法論についての概要</li> <li>3. 先行研究についての批判</li> <li>4. 資料・参考文献の目録</li> </ol> <p>○研究テーマまたは指導教員を変更する場合は、その理由を明記した上で、「論文作成計画変更届」及び新しいテーマに基づいた「論文作成計画書」を提出すること。</p>
	2月	<p>論文作成計画発表会</p> <p>○この発表会の成果に基づき、修士論文の主査教員1名、副査教員2名が決定される。</p> <p>○これ以後の研究テーマ及び論文作成計画の大幅な変更は、原則として認められない。例外的に認められる場合も、在学年限の延長が条件となる場合があるので、十分注意すること。</p>
第 2 年 次	4月	<p>履修登録</p> <p>T.A, WSP出願（希望者のみ。継続希望を含む）</p> <p>○所定の用紙により、願書に指導教員の推薦状を添えて出願。</p>
	6月	<p>第2回研究中間発表会</p> <p>○「論文作成計画書」に基づいて研究の進展を示した、修士論文の一部としてふさわしい内容をがあり、自己の研究計画の中の位置づけが明確なものであること。分量は第1回に同じ。</p>
第 2 年 次	10月	<p>「修士論文概要」発表会</p> <p>○上記の「修士論文概要」は、修士論文そのものではないが、院生が修士論文を実際に完成できるかどうかを、指導教員が判定できるだけの内容を備えたものでなければならない。また、次の各項目を必ず含んでいなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 論文作成の進行状況と今後の見通し</li> <li>2. 論文全体の章・節・及び見出しを含む目次</li> <li>3. 各章・節の内容についての要旨</li> <li>4. 参考文献及び資料の目録</li> </ol> <p>○日本文の場合は400字詰原稿用紙30枚～50枚程度。英文の場合はA4判ダブルスペース15枚～20枚程度。</p> <p>○この発表会で、修士論文の完成が見込めないと判定された院生に対しては、指導教員は修士論文の提出を少なくとも半年後に延期するよう勧告する。院生がその後の努力により修士論文を完成させ提出した場合は、論文審査・最終試験の対象とはするが、論文の完成度が低い場合は不合格とし、最終試験も行わない。</p>

年	月	内 容 及 び 諸 注 意
第 2 年 次	1月	<p>修士論文提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○提出時期は1月初旬の所定の日とする。</li> <li>○枚数は、日本文の場合は400字詰原稿用紙100枚以上、英文の場合はA4判ダブルスペース60枚以上。ただし参考文献目録・資料目録等はこの枚数には含めない。</li> <li>○論文の提出部数は3部とする。</li> <li>○論文とともに「学位論文審査願」1部を併せて提出する。</li> </ul>
	2月	<p>最終試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○最終試験は原則として主査・副査による口述試験とするが、筆答試験を行うこともある。</li> </ul>
	3月	<p>学位記授与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○論文審査・最終試験に合格した院生に対して、修士の学位（国際文化または女性学）が授与される。</li> </ul>

〔注意〕 後期入学者は、原則として該当する月を半年遅れて読み替えるものとする。

# 証明書センター

(学生課内)

証明書センター

(学生課内)

## 証明書センター

証明書センターは、センター棟一階事務室内の学生課に置き、各種証明書の受付・発行を取り扱っています。発行する証明書の種類と手数料については、次頁の「証明書発行一覧（別表）」を参照してください。

### 証明書の申し込みおよび発行について

1. 学生証を使用して証明書自動発行機で所定の操作をしてください。
2. 証明書は即時発行されます。
3. 証明書の種類によっては、窓口で申し込みし、日数のかかる証明書もありますので注意してください。
4. 証明書の有効期間は3ヶ月です。
5. 電話および郵送による証明書の申込みは、原則として受け付けません。
6. 学生証はICカードなので折り曲げたり、磁気の傍に近づけないでください。

### 学生旅客運賃割引証（学割証）についての注意

1. 学割証は、片道の区間内において、101kmを超え、帰省等で利用する場合に使用することができます。（JR各社のみ）  
なお、15名以上の団体で旅行する場合は、団体割引が利用できます。
2. 学割証は、1回の交付で2枚までとし、年間10枚まで発行することができます。（運輸省規定）
3. 他人名義のものや記入事項を勝手に書き換えて使用すると、本人が処罰されることはもちろん、大学全体の学割証発行停止処分を受けてしまいますので、使用には注意して下さい。

### 通学定期について

電車の通学定期は、最寄の定期券発売駅の窓口に学生証を提示して購入できます。

ただし、バスの場合は、通学証明書（証明書センター発行）を添えて購入して下さい。

## 証明書発行一覧（別表）

種類	手数料	交付期間	受付および発行
在学証明書	200円	即時	証明書センター
成績証明書	〃	〃	〃
卒業(見込)証明書	〃	〃	〃
健康診断証明書	〃	〃	〃
奨学金証明書	〃	〃	〃
資格証明書	〃	〃	〃
推薦書(進学用)	〃	5日後	〃
推薦書(就職用)	〃	〃	就職課
調査書(進学用)	〃	〃	証明書センター
調査書(就職用)	〃	7日後	就職課
英文証明書	200円	即時	証明書センター
学生証(再発行)	1,500円	7日後	〃
学割証	無料	即時	〃
通学証明書	〃	即時	〃
		時	

# 図書館

図書館

# 図書館

## 大学図書館とは

大学図書館は、その大学に所属する学生・教職員に対して、教育および学術研究の面で利用サービスを行うことをその基本的な使命としています。

本学図書館は、教育、研究用の図書・雑誌などの資料の収集、整理（目録の作成等）および貸出、参考業務（求める資料および情報の入手方法の手助け）等を行い、またこれらの業務を行うための諸施設を備えています。

## 図書館の利用にあたって

蔵書数 約105,000冊

利用資格 学生、教職員、その他図書館長が許可した者

開館時間 9:30～20:00（土曜日9:30～17:00）

休館日 日曜日・祝祭日・本学創立記念日（4月28日）・毎月の第1月曜日

※夏期・冬期・春期休暇中の休館、その他臨時の休館等は、そのつど掲示板等に案内を出します。

※図書館を利用する場合は、学生証を必ずお持ちください。

## 館外貸出と手続き

図書館資料を館外で利用する場合は、すべて受付カウンターで貸出・返却・延長手続きが必要です。禁帶出図書・参考図書等の図書は、館外貸出しができませんので図書館内で利用して下さい。

### 1. 貸出冊数および貸出期間

学生、研究生および聴講生……3冊1週間以内（貸出・返却日を含めて8日間）

大学院生……………10冊1ヶ月以内

### 2. 貸出手続き

図書館の図書を館外に借り出すには、貸出を希望する図書と学生証を受付カウンターへ提出して、必要な手続きをしてください。

手続きをしないで図書を持ちだそうとした場合は、理由の如何に関わらず、所定の手続きが必要になりますから、充分注意してください。

また、貸出期間中であっても貸出図書を他人に貸与することはできません。

### 3. 返却手続き

必ず返却期限内に図書をお返しください。(閉・休館時はブックポストへ返却することができます。)

### 4. 貸出期間の延長

図書を引き続き借りたいときは、返却期限内に受付カウンターへ図書を持参して手続きをしてください。貸出予約されている場合や試験期間中などの場合を除き、1回だけ更新できます。また、貸出期間中であっても、館長が特に必要と認め、返還を求めたときは、直ちに返還しなければなりません。

### 5. 返却期限超過

期限までに理由なく図書を返却しない時は、場合によっては貸出冊数を減らしたり、図書館の利用ができなくなる場合もありますので注意してください。

### 6. 図書の破損・紛失

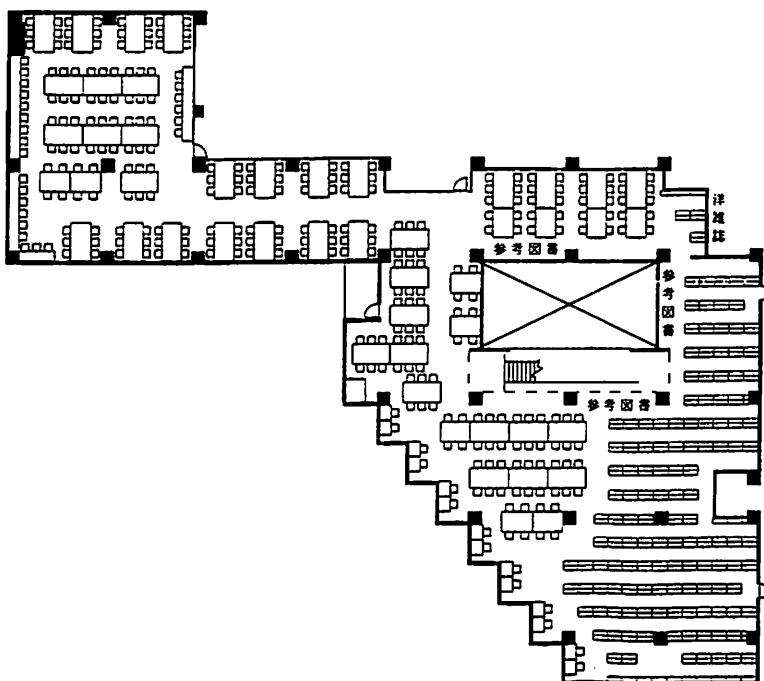
理由の如何にかかわらず、利用者が図書を破損・紛失した時は弁償していただきます。

### 7. 注意事項

- 1) 図書館の資料は大切に扱い、書き込み・破損等はしないでください。
- 2) 館内では静肅にし、飲食・喫煙はしないでください。
- 3) 許可なく、集会や、印刷物の配布、貼紙等はしないでください。
- 4) 所持品は各自で責任をもち、貴重品は常に携帯してください。
- 5) その他、他人に迷惑をかける行為等、図書館に関する秩序については図書館員の指示に従ってください。

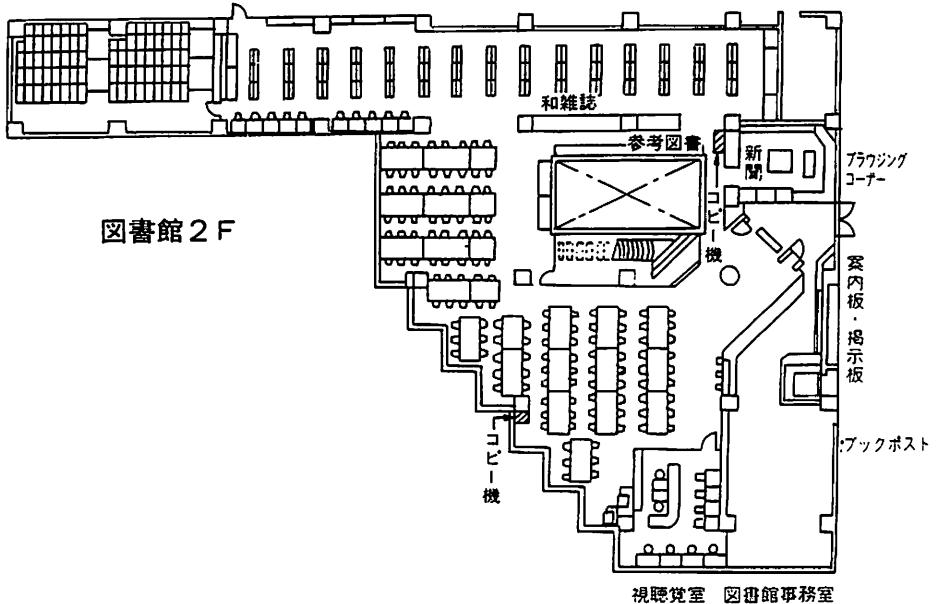
### 図書館内閲覧席および書架配置図

#### 図書館 3 F



開架コーナー(総記・哲学・宗教・歴史・地理・社会科学)

#### 図書館 2 F



## 図書の配置

日本十進分類法（和書、洋書）

## 網 目 表 (2次区分表)

000	総 記	500	技術、工学、工業
007	情 報 科 学	510	建設工学、土木工学
010	図 書 館	520	建 築 学
020	図 書、書誌学	530	機 械 工 学、原 子 力 工 学
030	百 科 事 典	540	電 気 工 学、電 子 工 学
040	一般論文、講演集	550	海 洋 工 学、船 舶 工 学、兵 器
050	逐 次 千 行 物、年 鑑	560	金 属 工 学、鉱 山 工 学
060	學 會、團 体、研 究 調 査 機 關	570	化 学 工 業
070	ジャーナリズム、新聞	580	製 造 工 業
080	叢 書、全 集	590	家 政 学、生 活 科 学
090			
100	哲 学	600	産 業
110	哲 学 各 論	610	農 業
120	哲 東 洋 思 想 学	620	園 芸、造 園 業
130	哲 東 洋 理 学	630	蚕 絲 業
140	心 倫 理 学	640	畜 產 業、醫 医 業
150		650	
160	宗 教	660	林 業
170	神 佛 道 教	670	水 產 業
180		680	商 業
190	キリスト教	690	運 輸、交 通 業
200	歴 史	700	芸 術
210	日 本 史	710	彫 刻
220	ア ジ ア 史、東 洋 史	720	繪 画、書 道
230	ヨ ー ロ ッ パ 史、西 洋 史	730	版 画
240	ア フ リ カ 史	740	写 真、印 刷
250	北 ア メ リ カ 史	750	工芸
260	南 ア メ リ カ 史	760	音 学、舞 踊
270	オ セ ア ニ ア 史	770	演 剧、映 画
280	伝 記	780	ス ポ ー ツ、体 育
290	地 理、地 誌、紀 行	790	諸 芸、娛 樂
300	社 会 科 学	800	言 語
310	政 治	810	日 本 語
320	法 律	820	中 国 語、東 洋 の 諸 言 語
330	經 財	830	英 語
340	統 計	840	ド イ ツ 語
350	社 會	850	フ ラ ン ス 語
360	教 育	860	スペイン 語
370		870	イタリア 語
380	風 俗 習 慣、民 俗 学	880	ロ シ ア 語
390	國 防、軍 事	890	その他の諸現語
400	自 然 科 学	900	文 学
410	數 学	910	日 本 文 学
420	物 理 学	920	中 国 文 学、東 洋 文 学
430	化 学	930	英 米 文 学
440	天 文 学、宇 宙 科 学	940	ド イ ツ 文 学
450	地 球 科 学、地 学、地 質 学	950	フ ラ ン ス 文 学
460	生 物 科 学、一 般 生 物 学	960	スペイン 文 学
470	植 物 学	970	イタリア 文 学
480	動 物 学	980	ロ シ ア 文 学
490	医 学、藥 学	990	その他の諸文学

情報科学研究センター

情報科学研究センター

## 情報科学研究センター利用案内

情報科学研究センターは、A棟2階の円形の電算教室（A204）の隣にあり、教員の研究利用、授業・ゼミ生や一般学生の教育利用、および職員による事務処理のための共同利用施設です。

3つの電算教室は、利用時間内ならいつでも自由に利用できる、オープン方式を採用していますので、授業以外の空き時間は自由に利用できます。

ただし、B206教室は開放時間が指定されていますので注意してください。

### 1. 設 備

インターネット用ワークステーション	4台
教育用パソコン 電算教室1 (A204)	51台
電算教室2 (A205)	10台
電算教室3 (B206)	51台
多目的教室 (C104)	18台
院生パソコン室 (G301)	10台
院生情報演習室 (G307)	6台
研究用パソコン 教員研究室	98台
事務用パソコン	14台
情報コンセント 教員研究室、教室、セミナー室、学生ホール	

### 2. 主なソフトウェア

MS-Office, 一太郎, Lotus 1-2-3, Visual Basic, COBOL85, Photoshop, Illustrator, Director, PCA会計, FORTRAN 90, 日本語実践

### 3. 利用時間

9:00～17:00 (土曜日9:00～15:00)

### 4. 利用上の注意

- (1) 電算教室は飲食厳禁です。
- (2) フロッピーディスクは、各自で用意してください。
- (3) 無断でシステムの設定変更をしないでください。
- (4) 連絡事項等は、センター前の掲示板で案内します。
- (5) その他、他人に迷惑をかける行為は慎しみ、電算教室に関する秩序等については、センター職員の指示に従ってください。

### 5. 講 習 会

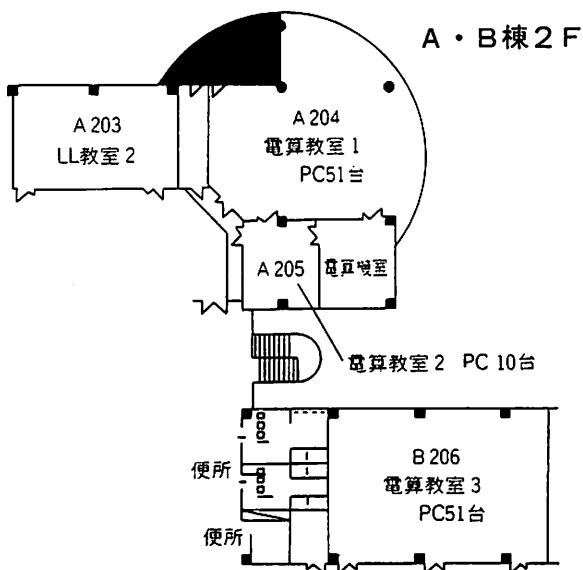
情報科学研究センターでは、1人でも多くの学生にコンピュータの知識およびその利用技術

を修得してもらうために、講習会を開催しています。

## 6. 学生サポート制度

「コンピュータ演習」や「プログラミング演習」の授業において、学生が先生の補助をしています。詳しくはセンターへお問い合わせください。

## 7. 情報科学研究センター配置図



## 大学院パソコン室利用案内

### 1. 平日（月曜日～土曜日）の使用

原則として、午前9時から午後5時までとします。やむを得ず延長する場合には、午後5時までに「施設使用願」を情報科学研究センター事務室に提出してください。最長午後7時までとします。

### 2. 日曜日及び休日の使用

原則として閉室とするが、教育・研究上において、やむを得ず使用を希望する学生は、事前に「施設使用願」を提出し、許可を得てください。

### 3. 使用上の注意事項

- (1) 室内での飲食は禁止いたします。
- (2) 無断でシステムを変更しないでください。
- (3) 平日の午後5時以降に万一事故が発生した場合は、学部事務室（内線1162）及び守衛室（内線1106）に連絡してください。休日及び祝日の場合は、守衛室（内線1106）に連絡してください。
- (4) 連絡事項については、情報科学研究センター事務室前の掲示板により、連絡いたします。

国際文化教育センター

国際文化教育センター

## 国際文化教育センター

学校法人城西大学国際文化教育センターは、広く国際的な視野の下で物事を考え、行動することができる人間の育成という、本学の理念を具体化するための研究と教育を目的として、1985年4月に創設されました。

このセンターは、今日の世界と日本との相互認識と理解を深めるため、日本文化を中心に、ヨーロッパ・アメリカおよびアジア・アフリカ文化の個別性と関連性を把握する学際的な比較文化研究を行うこと、それを通じて人権の平等の進展に寄与すること、また女性の社会的な平等の実現のために必要な資料の収集・充実をはかることなどを目的としています。

これらの目的を達成するためにセンターでは海外の大学との提携による教員・研究者・学生の研修や、留学生の積極的な受入れなどを拡充していく機関として広範な活動を行っています。

初代センター所長には、学校法人城西大学の常務理事であり、本学の学長である人文学部の水田宗子教授が就任しました。水田教授は1961年、東京都立大学大学院英米文学科修士課程在学中、フルブライト奨学生としてイエール大学大学院に留学、1970年同大学で博士号を取得、以後メリマウント大学、スクリプス大学、南カリフォルニア大学などで比較文学の研究と教育にあたってきました。その20年にわたる在米経験から、日本に関心のある諸外国の人々が日本文化と社会を理解するのに役立つために英文誌 REVIEW OF JAPANESE CULTURE AND SOCIETY の発行を企画し、創刊号を1986年に刊行しました。以下がその内容（日本語による目次）です。

### 創刊号／特集・日本および日本人論

- 坂口 安吾 墮落論（1946）
- きだみのる 気違い部落周游紀行（1946）
- 加藤 周一 日本文化の雑種性（1955）
- 梅棹 忠夫 生態史観から見た日本（1957）
- 作田 啓一 恥の文化再考（1964）
- 司馬遼太郎 手堀り日本史（1972）
- 米山 俊直 日本人の仲間意識（1976）
- 井上 忠司 「世間体」の構造（1977）
- 加藤 秀俊 習俗の社会学（1977）
- 河合 隼雄 「古事記」神話における中空構造（1980）
- 鹿野 政直 戦前・「家」の思想（1983）
- 畠 弘巳／W・スミス ユートピアとしての「中根千枝／日本タテ社会」論（1985）
- 谷川 健一 常世論・日本人の魂のゆくえ（1983）
- 富岡多恵子 短編小説「時間割」

## 第二号／特集・日米経済摩擦

- 青木 保（大阪大学教授） 文化の否定性  
 三重 野康（日本銀行副総裁） 國際化する經濟と金融政策  
 大場 智満（國際金融情報センター理事長）通過問題の行方  
 糖澤 和夫（経団連常務理事） 日米経済摩擦の現在と将来  
 黒澤 洋（日本興業銀行副頭取） 銀行家の目から見た國際金融の諸問題  
 長岡 實（元大蔵省事務次官） 財政再建問題と経済摩擦  
 増田みづ子（作家） 一人暮らし

## 第三号／特集・Women and the Family『女性と家族』

第三号では日本の女性が現在変容されつつある日本の家族とどういう関係をもっているかを調べて、比較のためにアメリカでの女性と家族の状況を紹介する論文も掲載しています。本号に掲載されたものは学校法人城西大学国際文化教育センターとスタンフォード大学女性・ジェンダー研究所が主催した第一回環太平洋女性学会議〔テーマ＝女性と家族〕(1989年3月28日から30日まで)で発表された論文から選ばれました。

- 水田 宗子（城西大学国際文化教育センター所長）／女性と家族の現在 一序にかえてー  
 上野千鶴子（京都精華大学助教授）／変貌する資本制と家父長制  
 　　—日本の女性、最近の20年—  
 シルヴィア・J・ヤナギサコ（スタンフォード大学準教授）／ジェンダーと家族の変容  
 　　—日系一世と二世家族をモデルにー  
 落合恵美子（同志社大学講師）／近代家族と日本の文化 一日本の母子関係を解き口にー  
 高橋 道子（東京学芸大学助教授）／働く母親と家族 一子供にとっての母親像ー  
 星野 澄子（国学院大学講師）／いま、なぜ「夫婦別姓」なのか  
 　　—さまざまな生の選択に向けてー  
 芦沢茂澄子（高齢化社会をよくする女性の会）／高齢化する社会と親子・夫婦関係  
 　　—生き方の模索と変化ー  
 ミリアム・M・ジョンソン（オレゴン大学教授）／アメリカの家族、愛・結婚・セックス  
 　　—どう変わったか？ー  
 藤枝潔子（京都精華大学教授）／日本における「性的暴力」と離婚  
 　　—女性にたいする暴力とはなにかー  
 マリリン・ヤロム（スタンフォード大学女性研究所主任研究員）／近親姦——アメリカに  
 　　おける状況 一被害者とセラピーの記録ー  
 シンポジウム「女性と家族：ポストファミリーの実験」／富岡多恵子（作家）、上野千鶴子、水田宗子、ミリアム・M・ジョンソン、マイラ・H・ストローバ（スタンフォード大学助教授）

## 第四号／特集・women's Self-Representation and Culture

第四号では、父権社会の文化の中で、女性達が女性の自己表現について、葛藤し苦闘して、かち得た成果を確認すると共に、ポスト産業社会の背景の意味を再考し、女性の文化と表現の可能性について論議した「第二回環太平洋女性学会議〔テーマ＝女性の自己表現と文化〕」(1991年3月28日から30日まで) の内容を特集しました。原文のまま目次を掲げます。

<i>Lillian S. Robinson</i>	<b>Women on the Job: Work Life or Real Life?</b>
<i>Sneja Gunew</i>	<b>Authentic Self-Representation and the Temptations of Irony in Recent Australian Migrant (non Anglo-Celtic) Women's Writing</b>
<i>Kazuko Saegusa</i>	<b>The Narcissism of Female Representation and the Professional Writer</b>
<i>Michelle Yeh</i>	<b>New Images of Women in Modern Chinese Poetry: The Feminist Poetic of Xia Yu</b>
<i>Marilyn Yalom</i>	<b>Female Lifewriting: A Western Perspective</b>
<i>Marjorie Evasco</i>	<b>Coming on Her Own into Her Country</b>
<i>E. Ann Kaplan</i>	<b>Women and Film in International Perspective: Where Are We? Where Do We Go?</b>
<i>Yvonne Rainer</i>	<b>Narrative in the (Dis) Service of Identity</b>
<i>Yukari Fujimoto</i>	<b>A Life-Size Mirror: Women's Self-Representation in Girl's Comics</b>
<i>Anna Leah Sarabia</i>	<b>Womanwatch: Pioneering Feminist Broadcasting in the Philippines</b>
<i>Noriko Mizuta</i>	<b>Symposium—Women's Culture: Postmodern Expressions</b>
<i>E. Ann Kaplan</i>	
<i>Anna Ogino</i>	
<i>Anna Leah Sarabia</i>	
<i>Avital Ronell</i>	
<i>Fukuko Kobayashi (Facilitator)</i>	
<b>Poetry</b>	
<i>Kazuko Shiraishi</i>	<b>Little Planet</b>
<i>Shirley Geok-lin-Lin</i>	<b>Pantoun for Chinese Women</b>
<i>Mieko Watanabe</i>	<b>Bliss</b>
<i>Marjorie Evasco</i>	<b>Dreamweavers</b>
<i>Rumiko Kora</i>	<b>Sprouts</b>
<b>Fiction</b>	
<i>Minako Oba</i>	<b>Birdsong</b>

## 第五号／Nature and Selfhood in Japanese Literature

1992年夏、カナダのブリティッシュ・コロンビア大学との共催によりカナダのバンクーバーで開催された国際会議、「日本文学における自我と自然」における講演内容から収録したものです。

古典から現代に至る日本文学の諸作品を深く読み解き、そこに流れる世界感を探りだし、自然が日本文学において如何に大きな影響と感動を与えていたかを考えるこの会議では多くの成果がありました。

<i>Susumu Nakanishi</i>	<b>Language and Nature</b>
<i>Joshua S. Mostow</i>	<b>Self and Landscape in Kagerō Nikki</b>
<i>Ted Goossen</i>	<b>Connecting Rhythms: Nature and Selfhood in Shiga Naoya's Reconciliation and A Dark's Night's Passing</b>
<i>Toshiko Kishida</i>	<b>Nature and Self in Modern Japanese Poetry: Hagiwara Sakutarō, Ito Shizuo, and Miyoshi Tatsuji</b>
<i>Susan J. Napier</i>	<b>Marginal Arcadias: Ōe Kenzaburō's Pastoral and Antipastoral</b>
<i>Noriko Mizuta</i>	<b>Symbiosis and Renewal: Transformations of the Forest World of Ōba Minako</b>
<b>Fiction</b>	
<i>Shirō Nakayama</i>	<b>The Shore of Low Tide</b>
<i>Taeko Tomioka</i>	<b>Hatsumukashi</b>

## 第六号／Reexamination of Modern Subjectivity in Japanese Fiction

(近代日本文学における「私」の再考)

1992年にニューヨークで開催された学会における発表をもとに、言語とセルフ・イメージ、私小説とモデル小説、狂気などの検討や、女性作家の作品を当時の男性作家への批判的反応として読み直す試みなど、明治以降の日本近代文学の特徴的概念である「私」について再考を加えた論文集。

客員編集長＝関根英二（米国パーデュー大学／比較文学）

<i>Wakui Takashi</i>	<b>The Vernacular Movement (言文一致運動) in Japan and the Formation of Selfhood</b>
<i>Charles S. Inouye</i>	<b>In the Scopic Regime of Discovery : Ishikawa Takuboku's Rōmaji Nikki and the Gendered Premise of Self-Identity</b>
<i>Ann Sherif</i>	<b>Salvation from a Barren Paternity : The Concept of Masculinity and Kōda Rohan's Writings</b>
<i>Lewis Dibble</i>	<b>Mori Ōgai : Subjectivity, Historical Change, and their Proper Language</b>
<i>Rebecca L. Copeland</i>	<b>Shimizu Shikin's "The Broken Ring": A Narrative of Female Awakening</b>

<i>Sekine Eiji</i>	<b>Modernity and Madness: Lu Xun, Sōseki, and Irokawa Takehiro</b>
<b>Fiction</b>	
<i>Tsushima Yūko</i>	<b>Water's Edge</b>

### 第七号／Philosophical Perspectives from Japan and the West

1994年6月に城西大学にて開催された国際シンポジウム「多元化する世界とコミュニケーション」における発表をもとに編集。国際化の時代において考え方が多元化されていくなかで、他者との交流のあり方を西洋と日本の哲学的観点から考察した論文集。

<i>Mizuta Noriko</i>	<b>Foreword</b>
<i>Tani Toru</i>	<b>Introduction</b>
<i>Richard J. Bernstein</i>	<b>The Retrieval of the Democratic Ethos</b>
<i>Takeda Sumio</i>	<b>Orikuchi Shinobu and the Song of Life: The Ancient Japanese View of Communication</b>
<i>Mizutani Masahiko</i>	<b>The Possibility of Critique in a Multi-Cultural World</b>
<i>Takahashi Tetsuya</i>	<b>Community and the Law of Return: Between Ethics and the Question of Being</b>
<i>Sato Yasukuni</i>	<b>The Criticism of Science and its Assimilation in Modern Japanese Thought: Phenomenology and Science in the Work of Watsuji Tetsuro</b>
<b>Fiction</b>	
<i>Mori Mari</i>	<b>Thorn</b>

### 第八号／特集・アジア女性をめぐる文化と社会の変容

1996年9月に城西国際大学にて開催された「第2回日中女性学会議：アジア女性をめぐる文化と社会の変容～日本と中国を中心に考える～」で発表された論文を10編と、ラウンド・テーブル・ディスカッションの記録などを収録しています。

<i>Mizuta Noriko</i>	<b>Foreword</b>
<i>Wachi Yasuko</i>	<b>Introduction: We Come Together as Speak Out —Deconstructing Sexism in Culture and in Social Institutions</b>
<i>Yamazaki Tomoko</i>	<b>Keynote Speech: On the History of Asian Women Exchanges</b>
<i>Chair:</i> <i>Yagi Kimiko</i>	<b>Round-Table Discussion: Asian Women Change Their Culture and Society</b>
<i>Panelists:</i> <i>Mizuta Noriko,</i> <i>Wachi Yasuko</i>	
<i>Xue Keqiao, Zhang Yulan</i>	

**Women and Culture***Lu Li***Nukata no Okimi: A Bright Star in the History of Waka—The Poems and the Poet***Xu Kun***Chinese Women's Literature Since 1995***Kamimura Masako***Japanese Film and Women: The Works of Mizoguchi Kenji and Naruse Mikio***Xue Keqiao***Women Disguised as Men: Longing for the Past in Chinese Cinema***Kora Rumiko***The Polarized World at the End of Fascism: An Examination of Hirabayashi Taiko's *Blind Chinese Soldiers*****Women and Society***Tian He***Migration of Labor Force from Rural Areas and Women in China***Ushijima Chihiro***Women's Working in Postwar Japan: The M-Pattern and the Gender Differentiation of Occupations and Labor Markets***Chen Hui***Reform and Liberalization Policies and the Reemployment of Urban Female Labor***Wang Xiaodan***Female Education: A Comparative Study of India and China***Uozumi Akiyo***Working Women and Child-Rearing in the Village****Fiction***Ozaki Midori***The Cricket Girl****第九号／ジェンダー、コロニアリズム、テクノロジーと“開発”**

1997年10月3日に城西国際大学にて開催された「国際公開シンポジウム：ジェンダー・開発・テクノロジー」における発表論文をもとに編集されました。ジェンダー、コロニアリズム、テクノロジーと“開発”について、国際的かつ学際的な視点から考察した論文集です。

*Lisa Bloom***Introduction**

**Part I: International Symposium on ‘Gender, Technology, and “Development”’**  
**Josai International University, Japan, 3, October, 1997.**

*Georgina Waylen***Analysing Women in the Politics of the Third World***Suresht R. Bald***Women and Healthcare: A Critique of USAID Policies in India***Wachi Yasuko***Swabalanban Bikas or Self-Reliant Development: Nepalese Women Activists in Development Today***Lisa Bloom***Gender, Popular Science and *National Geographic* in the Age of Multiculturalism***Ibrahim M. Samater***Gender and Development: An Observer’s Reflections on the JIU Symposium**

**Part II: Japanese Feminism’s Relationship to National, and Colonial Concerns**

*Hotta Midori*

Beyond Our Invisibility—Diverse Feminisms  
and the Quest of Japanese Women for Self-  
Defined Identity

*Ueno Chizuko*

‘Reproductive Rights/Health’ and Japanese  
Feminism

#### Fiction

*Tomioka Taeko*

Happy Birthday

#### 「Review of Japanese Culture and Society」 Vol. 10

「日本映画」と「歴史」を歴史化する。

サンフランシスコ州立大学教授（映像・文化比評論）のリピット・水田・堯先生をゲストエディターに招いて、映像と歴史の関連性をテーマに編集されました。文学、社会学、人類学、メディア学などの分野で活躍する国内外の研究者がさまざまな視点から近代日本歴史を日本映画を歴史化することで再考察した論文集です。

*Akira Mizuta Lippit*

#### Introduction

*Iwamoto Kenji*

From *Rensageki* to *Kinodrama*

*Hase Masato*

The Origins of Censorship: Police and Motion  
Pictures in the Taishō Period

*Mitsuyo Wada-Marciano*

Modernity, Cinema, and the Body:  
Analysis of the Shōchiku Kamata Film  
*Wakamono yo naze naku ka?*

(Why Do the Youth Cry?; 1930)

*Mukudai Chiharu*

History in Film Style: On Absent Cause in  
Mizoguchi Films from the 1950s

*Ukai Satoshi*

Postcolonial Conditions Explained to  
Japanese Children\*

*Akira Mizuta Lippit*

Antigraphy: Notes on Atomic Writing and  
Postwar Japanese Cinema

#### Fiction

*Tani Kakimori*

Oan monogatari (The Tale of an Old Nun)

センターでは、これまでの学術研究・交流の、ともすれば欧米に偏ったあり方をあらため、アジア・アフリカなども含んだグローバルな、より広く多様な異文化間の相互交流・相互理解の視点と関係を作りだしたいと考えています。その活動の要点を列記すると下記のようになります。

- (1) 本学教員の国内外の研修、客員教授・研究員・留学生の積極的な交流・受入れ。
- (2) 在学生の教育に貢献する語学セミナーはじめ各種課外活動。
- (3) 国際交流、日本文化の紹介、国際シンポジウムの開催など。
- (4) 比較女性文化研究のための資料・情報の収集・交換、研究会・寄付講座・シンポジウムなどの開催。
- (5) 機関紙、研究刊行物、翻訳および英文刊行物の発行。

これらの内、皆さんに特に関連がある活動について説明します。

## I. 海外留学をはじめとする国際交流の推進

アメリカのカリフォルニア大学リバーサイド校 (UCR) とウェスタン・ミシガン大学 (WMU), カナダのカモーソン・カレッジ (CC) 台湾の淡江大学他, 計11大学との姉妹校提携および中国の吉林省延辺医学院との友好提携が結ばれ, 学術交流, 学生・教職員の交流が盛んに行われています。

また, 1989年4月からは国際化時代に生きる感性と能力を持った若い人材を育成するための本学校法人独自の海外留学制度 JEAP (Josai Education Abroad Program: 城西国際大学海外教育プログラム) も発足しています (48頁～55頁を必読)。

## II. 社会人・学生を対象としたエクステンション・プログラムの実施

「いつからでも, いつでも, だれでも学べる」開かれたもう一つの大学=コミュニティカレッジ (エクステンション・プログラム)。本学では, 学生, 社会人, 女性, 外国人留学生のために豊富なコースとプログラムを設けていきます。

まず開講を予定している講座の内, 学生の資格取得や技能習得に関する内容のエクステンション・プログラムの概略を紹介します。

### ◎ INTENSIVE ENGLISH 講座

日常会話に必要な応用力をつける「英会話入門, 中級」コース, TOEFL 準備講座, 英検準1級, 2級準備講座を実施。1級の合格をめざす「英検特訓コース」などを予定しています。

### ◎ TOUCH COMPUTER! 講座

パソコン検定目標の「入門パソコン講座」「入門ワープロ講座」「ワープロ検定受験準備」を実施。更に腕をあげたい方への各講座を予定しています。

### ◎ 簿記会計特別講座

日商簿記1級・2級・3級試験対策講座の実施。その他, 公認会計士, の合格をめざす各コースを予定しています。

### ◎ 宅地建物取引主任資格取得講座

国家資格の宅地建物取引主任者を取得目的とした, 受験対策講座を予定しています。

### ◎ 社会福祉士受験対策講座

社会福祉士国家試験合格のための事前準備講座です。各学年毎の基礎編, 関連知識編を実施の予定です。

### ◎ 小売商検定試験（販売士）対策講座

小売業経営に密着し, 百貨店や専門店などの販売業でのプロとしての証明となる資格取得を目的とした講座です。

### ◎ 俳句講座

日本の伝統美にふれ, 創作していく講座です。四季の自然や目に見える風景事物, あるいは

は内面の感情を十七文字に託して表現する俳句の鑑賞と創造の楽しみを味わいます。

#### ◎ 中国講座

ダイエットや美容・家庭医学に役立つ「中国気功」を実施しています。

また、学校法人城西大学国際文化教育センターのエクステンション・プログラムは、学生のみならず、職場や地域で自立し新しい能力や技能を身につけようとする社会人や女性などのためにも用意されています。地域の人々と本学学生が共に学べる、市民講座的なプログラムとしては、前頁の「宅地建物取引主任資格取得講座」や英会話の講座、パソコン・ワープロの入門講座のほか「インターネットへの招待」など教養を高める次のようなプログラムを実施、予定しています。

# JIU 未来講座

JIU 未来講座

## J I U 未来講座

激動と激変のうちに20世紀が終わろうとしている今、私たちは、数多くの希望と、さらに数多くの幻滅が変転した20世紀の軌跡を、ようやく俯瞰できる地点に立って、そこから学びながら、新しい世紀を迎えようとしています。

急速に発展した科学とテクノロジーによって、世界は情報ネットワークで瞬時に結ばれ、地球を一つの生活圏とさえする交通と交流が可能となった半面で、異文化間の不寛容と抗争もまた深刻化していて、混沌とした不透明な現実は、新しい世紀においてもなおつづくことでしょう。

それでも、21世紀は始まろうとしています。未来は未知な魅力に満ちています。新しい経験と新しいモデルを志向して、ここから新しく出発すること。知性と精神を眠り込ませていては「未来」は覗えてこないのでした。

核の廃棄、紛争の国際的解決、経済発展と貧困の克服、性差からの解放、宇宙資源の探査、環境破壊につながらないエネルギーの開発、都市の設計、遺伝子や生殖テクノロジーをふくむ生命科学の発展とコントロールの必要性等々、21世紀に私たちが直面するさまざまな問題と、変容する文化と人間をみつめて、私たちは、「JIU未来講座」を企画し、スタートさせます。

開学以来、多くの成果をあげてきた「JIU寄付講座」を、さらにひと回り大きく成長させた、この「JIU未来講座」は、それぞれの分野の最先端で活躍されている先生方を招いて、若い人々のいきいきとした知的関心を刺激し、自発的で主体的な探求心を目指めさせる、フレッシュなテーマを用意して、長期にわたって開設されます。

それと同時に、この講座を単に受講するだけではなく、テーマの設定や講師の希望などに学生諸君の声を反映させ、また、講座の運営などにも学生諸君の積極的な参加を求め、「未来講座」を、教員、研究員、大学院生、学生のユニークな協働の場にしたいと考えています。

多様でバラエティに富んだ数多くのテーマを学ぶとともに、一つのテーマをさまざまな角度からより深く掘り下げ、理解したり、参加者の一人ひとりが知識と思索と想像力の豊かな可能性を自分自身に発見する、私たちは、「未来講座」をそういうプロジェクトとして成功させようと呼びかけます。

なお、本講座は単位制で、履修学生には所定の単位が認定されます。1999年度の概要は次のとおりです。

### 1. 1999年度未来講座の概要

未来講座は、本学学生がテーマごとに研究活動を行う「プロジェクト研究」とそれぞれの分野で活躍されている研究者、技術者による「講演会」の2つを柱として開講されます。

1999年度（初年度）の基本テーマは、

テーマI 「未来の都市・建築・環境」

テーマII 「生命の未来・未来の生活」

の2つを設定し、各テーマの趣旨に添ってプロジェクト研究と講演会を進めていきます。

## 2. プロジェクト研究

プロジェクト研究は、2つの基本テーマをとらえ、具体的なプロジェクト研究テーマ、課題とする項目を設定し、研究を進めていきます。

また、<コーディネーター>と呼ばれる担当教員が、学生の指導を行いつつ、ともに研究を進めていきます。

下表は、プロジェクト研究の概要です。

### テーマI：地球の未来

プロジェクト研究テーマ	課題とする項目例	コーディネーター
1 未来都市と環境問題	・21世紀の地球環境 ・エネルギー問題	石田 益実 教授 福田 順子 教授
2 宇宙開発と未来の地球社会	・宇宙開発、都市開発 ・交通、食料、通信問題	飯倉 章 講師 孫根 志華 講師 七井誠一郎 講師 他

### テーマII：人間社会の未来

プロジェクト研究テーマ	課題とする項目例	コーディネーター
遺伝子工学（テクノロジーと生命、生殖、社会）と人間の尊厳	・国際紛争 ・人口爆発 ・超高齢化 ・遺伝子工学 ・人間社会と生命テクノロジー	深沢 茂樹 教授 谷 澄 助教授 魚住 明代 講師 他

## 3. 講 演

プロジェクト研究とともに、「未来講座」の柱である講演では、テーマごとに各分野を代表する研究者、技術者等を講師として、その最先端技術や理論そして、それらに内包される課題や問題などを多角的に考察し、地球の未来とそこに住む我々人間社会の姿を考えしていくものです。

### [テーマI 講演]

第1回 「都市開発と環境の未来」

講師：平本一雄氏（三菱総合研究所社会環境研究センター）

第2回 「地球を超えた平和：宇宙の未来学」

講師：長友正徳氏（宇宙開発事業団）

第3回 「循環型社会の構築に向けて」

講師：吉沢 正氏（日本品質管理学会会長）

第4回 「21世紀の消費者・生活者像」

講師：辻中俊樹氏（ネクスト・ネットワーク代表）

第5回 「未来のエネルギー」

講師：桜井 淳氏（技術評論家）

[テーマII 講演]

第1回 「バイオテクノロジーと生命倫理」

講師：大石道夫氏（かずさDNA研究所所長）

第2回 「リプロダクティブ・ヘルスライツ」

講師：柘植あづみ氏（明治学院大学助教授）

第3回 「ハイテク技術による生活革命」

講師：内海和夫氏（三菱総合研究所産業戦略センター技術戦略部部長）

第4回 「21世紀の日本の経済社会」

講師：寺本義也氏（北陸先端技術大学大学院教授）

第5回 「超高齢化社会の構造：地域社会と福祉情報」

講師：阿部志郎氏（東京女子大学理事長・横須賀キリスト教社会館館長）

# JIU 国際総合講座

JIU国際総合講座

## JIU 国際総合講座趣意書

城西国際大学長 水 田 宗 子

城西国際大学 (JIU) の建学の精神は「学ぶことを通じての人間形成」にあり、教育理念は「国際社会・情報化社会に生きる」有為の人材の育成にある。

城西国際大学はこの精神と理念を掲げて、平成 4 年 4 月、千葉県東金市に経営情報学部経営情報学科、人文学部国際文化学科をもって発足した。以後 4 年間を経て平成 8 年 3 月には第 1 回卒業生を社会に送り出し、同年 4 月には一層の発展を目指して人文学部に福祉文化学科、国際交流学科の 2 学科を新設した。同時に人文科学研究科修士課程国際文化専攻、同女性学専攻も新設した。とりわけ女性学専攻は日本で最初の専攻として注目されている。

また、平成 10 年 4 月には、人文科学研究科博士課程比較文化専攻（比較文化分野、比較ジェンダー論分野）、経営情報学研究科修士課程起業マネジメント専攻を新設、大学院の整備充実を図るとともに、留学生別科日本文化専修課程、同日本語専修課程を開設。平成 11 年 4 月には経営情報学部に国際経営学科、福祉環境情報学科の 2 学科を増設、本年 4 月には経営情報学研究科博士課程起業マネジメント専攻を新設し、新時代の大学として更なる発展へ向けて進んでいる。

JIU 国際総合講座は、新学科および大学院の開設を契機として、本学の特色を表現するテーマに基づいて平成 8 年度から開設された。国際性・学際性豊かな、比較文化の観点を活かした講座で、学部学生、特に新入生に新しい環境で新しく学問の息吹に触れさせ、知的好奇心の開発と勉学意欲の喚起のために計画された講座である。講座 I は福祉・情報・ジェンダー・国際交流を、講座 II は日本文化をテーマとし、学外からそのテーマに造詣の深い特別講師を招いて講義を受ける。

学生は、講義の前後に Reading and Discussion の時間を設け、国際文化教育センター研究員および情報科学研究センター研究員等の指導によって討論等を行い、理解を深める。

本学は開学以来、立地する東金市をはじめ、広く地域社会への貢献を目指してエクステンション講座、公開講座および県民カレッジを実施してきた。この JIU 国際総合講座も地域社会に向けて公開され、生涯教育の一環として一般市民の来聴、討論等への参加を歓迎している。

なお、講座は金曜日の 13：35～16：45 に開かれる。

# JIU 国際総合講座 I・II

講座 I (前期: 金曜日 III限・IV限)

講座 II (後期: 金曜日 III限・IV限)

JIU 国際総合講座は、平成 8 年度から人文学部国際文化学科、経営情報学部経営情報学科の両学部に開講された。

本講座は、現代文化の構造を、歴史的なパースペクティブと比較の視点から分析することを通して、今日の国際社会と文化の諸問題を、多角的かつ複合的にとらえ、理解する力を培うことを目的とする。

講座は I および II で構成され、I は、福祉、情報、ジェンダー、国際交流の各領域における諸テーマを、II は、日本文化の領域における諸テーマを、以下により学ぶこととする。

- a) 学内の講師および学外から招聘した特別講師による講義
- b) 資料・史料の読解
- c) ディスカッション

「成績評価」は、前期末および後期末のレポート提出、講義出席およびディスカッション参加等を総合評価して行う。

## 【講座担当者】

学 長	水田 宗子
副学長・人文学部長	吉田 瀬生
経営情報学部長	宇野 政雄
教務部長	貞末 堯司
学生部長	星野 晃一
経営情報学部 経営情報学科長	島崎 規子
〃 国際経営学科長	栗木 レタンギエップ
〃 福祉環境情報学科長	米山 恒雄
人文学部 国際文化学科長	土田 宏
〃 福祉文化学科長	矢木 公子
〃 国際交流学科長	ジャレド ルバースキ

## 【ディスカッション・リーダー】

経営情報学部国際経営学科講師	七井 誠一郎
国際文化教育センター研究員	牛島 万
〃	加藤 朋江
〃	林 邦
〃	渡邊 拓
〃	姜 竣
〃	小松 嵐
〃	川村 隆彦
〃	林 和歌子
人文学部福祉文化学科実習助手	清水 正美
情報科学研究センター研究員	渡邊 修朗

## 平成11年度 JIU 国際総合講座前期日程

	月 日 (曜日)	3 限(13:35~15:05)	休憩 (10分)	4 限(15:15~16:45)
1	4月16日 (金)	オリエンテーション		
2	4月23日 (金)	講座 I (ジェンダー) 演題: バービー人形に見るジェンダー・コスモポリタン・消費社会 講師: Inderpal Grewal 先生 (サンフランシスコ州立大学女性学科長)		
3	4月30日 (金)	Reading and Discussion		
4	5月7日 (金)	講座 I (情報) 演題: 顧客社会の到来一流通業界における変革— 講師: 奥住正道先生 (奥住マネジメント研究所所長)		
5	5月14日 (金)	Reading and Discussion		
6	5月21日 (金)	Reading and Discussion		
7	5月28日 (金)	講座 I (情報) 演題: 民家を現代に甦らせ次代に伝えるために —環境循環型の社会をめざして— 講師: 佐藤彰啓先生 (日本民家再生リサイクル協会理事長)		
8	6月4日 (金)	Reading and Discussion		
9	6月11日 (金)	講座 I (ジェンダー) 演題: 私と織物 講師: 真木千秋先生 (真木テキスタイルスタジオ主宰)		
10	6月18日 (金)	Reading and Discussion		
11	6月25日 (金)	Reading and Discussion		
12	7月2日 (金)	講座 I (国際交流) 演題: 「中東」の民族紛争 講師: 平山健太郎先生 (白鷗大学経営学部教授 NHK部外解説委員)		
13	7月9日 (金)	講座 I (福祉) 演題: 喫煙とアメリカ大衆文化 —産業社会と冷戦、現代アメリカ文化における喫煙と公衆衛生— 講師: Roddey Reid 先生 (国際文化教育センター客員研究員)		

## 平成11年度 JIU 国際総合講座後期日程

	月 日 (曜日)	3限(13:35~15:05)	休 憩 (10分)	4限(15:15~16:45)
1	9月24日 (金)	Reading and Discussion		
2	10月1日 (金)	講座II（日本文化） 演題：神話を語る声～アイルランドの詩人たちとの交流 講師：佐々木幹郎先生（詩人）		
3	10月8日 (金)	Reading and Discussion		
4	10月15日 (金)	Reading and Discussion		
5	10月22日 (金)	Reading and Discussion		
6	10月29日 (金)	講座II（日本文化） 演題：光琳の華—明日の視界をひらくために— 講師：丹尾安典先生（早稲田大学文学部教授）		
7	11月12日 (金)	Reading and Discussion		
8	11月19日 (金)	講座II（日本文化） 演題：Simple is best 講師：John 海山 Neptune 先生（音楽家）		
9	11月26日 (金)	Reading and Discussion		
10	12月3日 (金)	講座II（日本文化） 演題：『源氏物語』の成立 講師：藤井貞和先生（東京大学言語情報科学教授 詩人）		
11	12月10日 (金)	Reading and Discussion		
12	12月17日 (金)	講座II（日本文化） 演題：「家」の成立、ジェンダーの日本史 講師：脇田晴子先生 (滋賀県立大学人間文化学部教授 同大学図書情報センター長)		
13	1月14日 (金)	Reading and Discussion 後期まとめ		

# 城西国際大学学則(抄)

城西国際大学学則(抄)

# 城西国際大学学則(抄)

## 第1章 目的

第1条 城西国際大学（以下「本学」という。）は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究し、知的、道徳的能力の涵養をはかり、もって国家社会に貢献し得る人材を養成するとともに、人類文化の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 学部及び学科

第2条 本学に経営情報学部・人文学部を置く。

2 前項の学部に次の学科を置く。

経営情報学部	経営情報学科
	国際経営学科
	福祉環境情報学科
人文学部	国際文化学科
	福祉文化学科
	国際交流学科

## 第3章 修業年限及び収容定員

第3条 本学の修業年限は4年とし、在学年数は8年を超えることができない。

第4条 本学各学部の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員 (第3年次)	収容定員
経営情報学部	経営情報学科	180名	—	720名
	国際経営学科	180名	10名	740名
	福祉環境情報学科	180名	10名	740名
人文学部	国際文化学科	180名	—	720名
	福祉文化学科	180名	10名	740名
	国際交流学科	180名	10名	740名

## 第4章 職員組織

第5条 本学に次の職員を置く。

学長
副学長
教授
助教授

講 師  
助 手  
事務局長  
事務職員  
技術職員

- 2 前項の外に必要に応じて他の職員を置くことができる。
- 3 職員に関する規定は別に定める。

## 第5章 教授会

- 第6条 各学部に教授会を置き、それぞれ所属の専任教授をもって組織する。
- 2 学部長は、学部教授会を招集してその議長となる。  
ただし、学部長に事故があるときは、学部長が予め指名した者が議長を代行する。
  - 3 学部教授会が必要と認めたときは、所属学部の助教授及びその他の職員を教授会に加えることができる。
  - 4 学部教授会構成員の3分の1以上の要求があったとき、学部長は当該学部教授会を招集しなければならない。
  - 5 学部教授会運営に関する規定は、各学部において別に定める。

## 第7条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育及び研究に関すること。
- (2) 教育課程及び授業に関すること。
- (3) 学生の入学及び退学に関すること。
- (4) 学生の試験及び卒業に関すること。
- (5) 学生の補導及び賞罰に関すること。
- (6) 教授、助教授、講師及び助手の候補者の推薦並びに退職に関すること。
- (7) その他学長の諮問に関すること。

## 第6章 学年・学期及び休業日

- 第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第9条 学年は、次の2学期とする。
- 前学期 4月1日から9月30日まで
- 後学期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 前項の規定により年間の授業日数は、原則として定期試験等の日数を含む35週とする。

## 第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日 4月28日
- (4) 春期休業 3月21日から4月10日まで
- (5) 夏期休業 7月11日から9月10日まで

## (6) 冬期休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 学長は必要により前項第4号から第6号までの休業日を変更し、あるいは臨時に休業し、又は休業日に実験・実習・演習等を課することができる。

**第7章 授業科目及び単位**

**第11条** 授業科目は、学科共通科目群・専門基礎科目群・専門科目群・特設科目群・自由科目群及び教職に関する専門教育科目とする。

**第12条** 前条の科目は、必修・選択及び自由科目の3種とし、講義・演習・講読・実験及び実習により行う。

**第13条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

**第14条** 各学部において開設する授業科目及び単位数は、別表(2)のとおりとする。

**第8章 履修規定**

**第15条 削除**

**第16条 削除**

**第17条 削除**

**第18条 削除**

**第19条 削除**

**第20条** 学科共通科目群・専門基礎科目群・専門科目群及び特設科目群の中より、各学部・学科所定の授業科目及び所定の単位以上を履修しなければならない。

2 他の学部又は他の学科の授業科目は、許可を得て履修することができる。

**第21条** 履修する授業科目は、毎学期所定の期間に登録しなければならない。

**第22条** 単位の認定は、試験によって行う。

ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。

**第23条** 試験は、定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学期末又は学年末に行う。

**第24条** いざれの授業科目も、授業時数の3分の1以上欠席した場合には、当該授業科目の受験資格を失う。

ただし、病気又は正当な理由による長期欠席の場合には、特に考慮されることがある。

なお、この場合には別に定める追試験を受けることができる。

第25条 各授業科目の成績評価は、A・B・C・Fで表わし、A・B・Cを合格とし、Fは不合格とする。

### 第9章 卒業及び学位

第26条 卒業資格を得るためにには、本学に4年以上在学し、学部・学科の定める授業科目のなかから、経営情報学部は124単位以上、人文学部は126単位以上修得しなければならない。

ただし、自由科目の単位は、卒業に必要な単位数には算入されない。

第27条 削除

第28条 卒業資格を得た者には、卒業証書を授与する。

経営情報学部 経営情報学科 学士（経営情報）

国際経営学科 学士（経営情報）

福祉環境情報学科 学士（経営情報）

人文学部 国際文化学科 学士（国際文化）

福祉文化学科 学士（福祉文化）

国際交流学科 学士（国際交流）

2 学位の授与については、本学学位規程に定めるところによる。

### 第10章 入学・編入学・転入学・留学・休学及び退学

第29条 入学の時期は、学期の始めとする。

第30条 学部に入学することのできる者は、次の各号の1に該当し、かつ本学が行う選抜試験に合格した者とする。

1 高等学校を卒業した者

2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

3 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

すなわち

(1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者

(2) 文部大臣が高等学校の課程と同当の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(3) 文部大臣の指定した者

(4) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(5) その他大学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第31条 入学を志願する者は、本学所定の手続によって願い出るものとする。

第32条 入学を許可された者は、誓約書を添え、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第33条 他の大学から本学に編・転入学、又は学内において転部もしくは転科を希望する者は、その学部に欠員のある場合選考によって許可することがある。

ただし、その時期は、学年の始めを原則とする。

2 他の大学へ転学を希望する者は、所属学部長に転学願を提出し、学長の許可を得なければならぬ。

第34条 編入学又は転入学を許可された者の本学入学のための諸手続は、第32条の規定に準じて行い、かつ前大学において履修した単位の修得証明書を提出しなければならない。

第35条 編・転入学、又は転部した者は、その学部に2年以上在学しなければ卒業することはできない。

2 編・転入学、又は転部に関して、本章各条に規定しない事項については別に定める細則による。

第36条の1 教育上有益と認められるときは、本学が協定、又は認定した外国の大学の授業科目を履修することを許可することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定の実施に関し必要な事項は別に定める。

第36条の2 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に、他の大学又は短期大学および短期大学・高等専門学校の専攻科において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認められるときは、前項の規定以外に文部大臣の定める学修をおこなった場合、その成果を本学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。ただし、編入学、転学等の場合については適用しないものとする。

第37条 病気その他やむをえない事情により、引きつづき3か月以上出席することのできない者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

ただし、休学期間は1年以内とし、更に休学を要する者は、前項により許可を得て1年以内に限り休学することができる。

2 休学期間の通算年限は2年とする。

第38条 休学者は、原則として学期又は学年の始めでなければ、復学することができない。

第39条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第40条 病気その他やむをえない事情により、退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

第41条 正当な事由で退学した者が当該学部に再入学を志望したときは、選考のうえ許可することがある。

この場合は、既修授業科目の全部又は一部について、再履修を命ずることがある。

### 第11章 入学検定料・入学金及び授業料等

第42条 入学を志望する者は、第31条に定める手続とともに別表(1)の入学検定料を納めなければならない。

第43条 入学を許可された者は、第32条に定める手続とともに別表(1)の入学金及び授業料ならびに施設設備費を納めなければならない。

第44条 授業料は、別表(1)により4月及び10月の二期に分けて納めなければならない。

2 施設設備費は、別表(1)により指定された期日までに納めなければならない。

第45条 一度納めた学費は、事由の如何にかかわらず返還しない。

第46条 停学を命じられた者は、停学期間中の授業料及び施設設備費は納めなければならない。

2 休学を許可された者は、休学期間中の授業料及び施設設備費の半額を免除する。

第47条 授業料及び施設設備費の納入を怠り、督促を受けてもなお納めない者は除籍する。

### 第12章 委託生・外国人留学生・帰国生徒及び社会人学生

第48条 国又は公共団体から、一定の在学期間と履修科目とを定めて入学を委託された者は、選考のうえ委託生として入学を許可することがある。

第49条 委託生の入学資格は、第30条の規定を準用する。

第50条 委託生として4年以上在学して、学部学科の教育課程に従って授業科目を履修し、所定の単位を修得した者には卒業証書を授与する。

第51条 委託生の授業料その他納付金は別表(1)による。

第52条 外国人学生の入学及び転入学については、日本人学生に関する規定を準用する。

ただし、講義を理解し得る程度の日本語の能力を必要とする。

第53条 委託生・外国人留学生・帰国生徒及び社会人学生に関して、本章各条に規定しない事項については、学部学生に関する規定を準用するほか、別に定める細則による。

### 第13章 科目等履修生

第54条 学部の授業科目のうちの1科目、又は数科目の履修を希望する者に対しては、科目等履修生として入学を許可することがある。

第55条 科目等履修生として入学できる者は、履修するに足る能力があると認められた者とする。

第56条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の出願書類に履修しようとする授業科目を記載して、学期又は学年の始めに願い出るものとする。

第57条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

3 科目等履修生として在籍した期間は、正規の課程の在学年数に換算しない。

第58条 科目等履修生の授業料その他納付金は、別表(1)による。

第59条 科目等履修生に関して本章各条に規定しない事項については、学部学生に関する規定を準用するほか、別に定める細則による。

## 第14章 研究生

第60条 各学部において、特殊な研究に従事しようとする者に対しては、研究生として入学を許可することがある。

第61条 研究生として入学することのできる者は、その学部において、選考のうえ適當と認められる者とする。

第62条 研究生として入学を志願する者は、所定の出願書類に、研究題目・研究計画を記載して願い出るものとする。

第63条 研究生の在学年限は1年とする。

ただし、事情によっては、期間の延長を願い出ることができる。

第64条 研究生は、指導教員の指導に従って、研究に従事するものとする。

2 研究生は、指導教員及び担任教員の承諾を得て、学部の講義・実験及び演習に出席することができる。

3 研究生として相当の成績を示したと認められる者には、研究証明書を与える。

第65条 研究生の授業料その他納付金は、別表(1)による。

第66条 研究生に関して本章各条に規定しない事項については、学部学生に関する規定を準用するほか、別に定める細則による。

## 第15章 賞 嘲

第67条 次の各号の1に該当する学生は、教授会の議を経て学長が表彰することがある。

- (1) 品行・学力ともに優秀な者
- (2) 篤行のあった者

第68条 学則その他、本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒は訓告・停学及び退学とする。

第69条 次の各号の1に該当する者は、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなく、出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第16章 教育職員免許状取得のための課程

第70条 本学に教育職員免許状取得のための課程（以下「教職課程」という。）を置く。

2 本学において資格の取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、別表（3の1）のとおりとする。

3 教員の資格を得ようとする者は、第14条別表(2)に定める、教科に関する専門教育科目のほかに教職に関する専門教育科目を履修しなければならない。

4 教職に関する専門教育科目及び単位数は、別表（3の2）のとおりとする。

5 前項の専門教育科目は自由科目とし、卒業に必要な単位数に加えない。

6 教職課程履修細則及び教職課程の運営に関する細則は、別に定める。

### 第17章 学芸員の資格取得に関する課程

第71条 本学に学芸員の資格取得に関する課程（以下「学芸員課程」という。）を置く。

2 学芸員課程履修細則及び学芸員課程の運営に関する細則は、別に定める。

### 第18章 留学生別科

第72条 本学に留学生別科を置く。

2 前項に次の課程を設け、学生定員は次のとおりとする。

日本文化専修課程 30名

日本語専修課程 40名

3 留学生別科に関する細則は、別に定める。

### 第19章 図書館

第73条 本学に図書館を置く。

2 図書館の管理運営、その他必要な事項は別に定める。

### 第20章 公開講座

第74条 本学に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関する規程は別に定める。

### 第21章 雜 則

第75条 この学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手続その他、その執行について必要な細則は別に定める。

### 第22章 改 正

第76条 この学則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成5年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成11年9月1日から施行する。

別表(1)

## 入学検定料・入学金及び授業料等

学生種別 学納金	学部学生 (委託生を含む)	研究 生	科目等履修生	
			本学卒業生	本学卒業生以外
入学検定料	円 35,000	円 15,000	円 5,000	円 25,000
入学金	300,000	100,000		
授業料	770,000	270,000	1単位に付 16,000 (各学部共)	1単位に付 16,000 (各学部共)
在籍料			30,000	30,000
施設設備費	初年度 360,000 次年度以降 260,000	120,000		

- (注) 1. 日本国外から志望する外国人留学生については、入学検定料を減額することができる。
2. 入学試験区分ごとに併願を希望する者には、入学検定料を減額することがある。
3. 委託生の入学金及び授業料は、予定在学期間及び履修授業科目数等により減額することがある。
4. 研究生のうち本学卒業生については、入学金を免除し、授業料も減額することがある。
5. 研究生には、研究内容等により必要経費を別途負担させことがある。
6. 施設設備費は、下記のとおり納入するものとする。
- 初年度 入学手続時及び後期（10月）に分納  
次年度以降 前期（4月）

# 城西国際大学大学院学則

城西国際大学大学院学則

# 城西国際大学大学院学則

## 第1章 総 則

第1条 城西国際大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を深めて文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 本大学院に修士課程及び博士後期課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力及び専攻分野における研究能力を養うものとする。

3 博士後期課程は、専攻分野において研究者として自立し、研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第3条 本大学院の修士課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とする。

2 本大学院における最長在学年は、修士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年とする。

第4条 本大学院は、次の表に掲げる研究科、専攻を置く。

研究科名	専攻名	課程の別
人文科学研究科	国際文化専攻	修士課程
	女性学専攻	
	比較文化専攻	博士後期課程
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	修士課程
	起業マネジメント専攻	博士後期課程

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
人文科学研究科	国際文化専攻	15名	30名
	女性学専攻	15名	30名
	比較文化専攻	6名	18名
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	20名	40名
	起業マネジメント専攻	6名	18名

## 第2章 教員組織及び運営機構

第6条 本大学院の教員には、本学の教授、助教授又は講師をあてる。

第7条 本大学院に研究科委員会を置き、所属教授をもって組織する。ただし、必要があるときは助教授及び講師を加えることができる。

2 研究科委員会の委員長は、研究科長がこれにあたり、委員会を招集し、その議長となる。

3 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究科の教育課程に関する事項
- (2) 学生の入学、休学、退学、転学、留学等に関する事項
- (3) 学生の研究指導、試験及び学位の授与に関する事項
- (4) 教育職員の資格審査に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) その他研究科に関する事項

第8条 本大学院に大学院委員会を置き、学長、副学長、各研究科長及び各研究科委員会から選ばれた2名ずつの委員をもって組織する。

2 大学院委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 大学院委員会の委員長は、学長がこれにあたり、委員会を招集しその議長となる。

4 大学院委員会は、課程修了の認定、学位授与、その他各研究科に共通する重要な事項を審議する。

第9条 本大学院に関する事務は、本大学の事務組織がこれに当たる。

## 第3章 学年、学期及び休業日

第10条 学年、学期及び休業日は、城西国際大学学則（以下「本学学則」という。）を準用する。

## 第4章 入学、休学、退学、転学、留学及び除籍等

第11条 本大学院修士課程の入学資格は、学校教育法第57条第2項又は第67条本文の規定により、大学の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

ただし、第4項については、大学院への入学に係るものに限る。

- 1 学校教育法第68条の2第3項の規定より学士の学位を授与された者
- 2 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 3 文部大臣の指定した者
- 4 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 5 その他大学の専攻科又は大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第12条 本大学院博士後期課程の入学資格は、学校教育法第67条ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 修士の学位を有する者
- 2 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- 3 文部大臣の指定した者
- 4 その他大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

第13条 入学の時期は、毎学期の始めとする。

第14条 入学志願者は、定められた期日内に所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

第15条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

第16条 前条による選考に合格したものは、所定の期日までに所定の手続きを完了しなければならない。

第17条 他の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を志願する者に対しては、欠員のある場合に限り、研究科委員会の議を経て選考の上許可することがある。

2 前項の規定により転入学を志願するときは、在籍する大学院の学長又は研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

3 本学大学院の学生が他大学の大学院に転学を志願する場合は、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

第18条 休学、退学、転学、留学及び除籍等については、本学学則を準用する。

## 第5章 授業科目、単位数及び履修方法

第19条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「指導」という。）によって行うものとする。

第20条 本大学院研究科の授業科目及び単位数は、別表(2)のとおりとする。

第21条 研究科委員会は、学生の履修を指導するために各学年ごとに指導教員を定めるものとする。

第22条 学生は、指導教員の指示により、履修しようとする授業科目を毎学期の始めに研究科長に届出なければならない。

第23条 研究科において、指導教員が教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学の大学院、若しくはそれに準ずる高等教育研究機関を含む）の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は10単位を越えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

## 第6章 課程修了及び学位

第24条 履修科目の単位修得の認定は、試験により担当教員が行うものとする。

2 前項の試験の結果による成績の評価は、優・良・可・不可とし、優・良・可を合格、不可を不合格とし、合格した授業科目については、単位を与える。

第25条 修士課程の修了要件は、同課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学学位規定の定める修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適當と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第26条 博士後期課程の修了要件は、同課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学学位規定の定める博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

第27条 本大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	専攻名	課程	学位
人文科学研究科	国際文化専攻	修士課程	修士(国際文化)
	女性学専攻	修士課程	修士(女性学)
	比較文化専攻	博士後期課程	博士(比較文化)
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	修士課程	修士(経営学)
	起業マネジメント専攻	博士後期課程	博士(経営学)

2 学位の授与については、本学学位規定の定めるところによる。

## 第7章 入学検定料、入学金及び授業料等

第28条 入学検定料は別表(1)とする。

第29条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学誓約書とともに、入学金として別表(1)により納めなければならない。ただし、本大学卒業生が入学する場合は免除する。

第30条 授業料は、別表(1)により4月及び10月の二期に分けて指定の期日までに納めなければならない。

2 施設設備費は、別表(1)により毎年前期授業料と同時に納めなければならない。

## 第8章 外国人学生、外国人特別留学生

第31条 第11条に定める資格をもち、かつ外国公館の証明のある外国人学生に対しては、第15条の規定にかかわらず、特別の選考を経て入学を許可することがある。

2 本大学院と協定のある外国の大学から派遣され、本大学院の授業科目を履修しようとする者は、審議の上、外国人特別留学生として入学を許可することがある。

3 本学則は、前2項の外国人学生、外国人特別留学生にも準用する。

## 第9章 研究生及び委託研究生

第32条 本大学院を修了した者で、更に研究を継続しようとする者及び特殊な研究に従事しようとする者があるときは、研究科委員会で選考の上、これを許可することがある。

第33条 大学院研究生は、指導教員の個人指導を受けるものとする。

第34条 大学院研究生の在学期間は、1年を限度とする。ただし、事情により期間延長を願い出ることができる。

第35条 大学院研究生の入学検定料、授業料その他納付金は、別表(1)による。

第36条 国立、公立又は私立学校等の教職員等の所属機関の長から、その所属教職員等の研究指導の委託の依頼があった場合は審議の上、委託研究生として受け入れを許可することがある。

第37条 委託研究生の入学資格は、第11条の規定を準用する。

第38条 委託研究生の授業料その他の納付金は、別表(1)による。

第39条 本章各条に規定しない事項については、大学院学則を、研究生・委託生にも準用する。

## 第10章 科目等履修生及び特別聴講生

第40条 本大学院の授業科目うち、1科目又は数科目の履修を希望する者がある場合は、審査の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第41条 本大学院と協定のある他大学大学院の学生で、本大学院の授業科目を履修しようとする者は、特別聴講生として聴講を許可することがある。

第42条 科目等履修生の入学検定料、授業料その他納付金は、別表(1)による。

第43条 特別聴講生の入学検定料、授業料その他納付金は、別表(1)による。

## 第11章 教育職員免許状取得のための課程

第44条 本大学院の研究科において取得できる、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次の表のとおりとする。

研究科名・専攻名		免許教科の種類	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
人文科学研究科	国際文化専攻	国語 社会 英語	国語 地理歴史 英語	
	女性学専攻	英語	英語	
経営情報学研究科		起業マネジメント専攻		商業

## 第12章 賞 罰

第45条 学生の賞罰については、本学の学則を準用する。

## 第13章 雜 則

第46条 この学則に定めるもののほか、本大学院生に関し必要な事項は、本学学則の規定を準用する。

2 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と、又「教授会」を「研究科委員会」と読み替えるものとする。

## 第14章 改 正

第47条 この学則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則 本大学院学則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成11年9月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成12年4月1日から施行する。

別表(1)

## 入学検定料・入学金及び授業料等

種 別 学 納 金	大 学 院 生 (委託研究生含む)	研 究 生	科 目 等 履 修 生 (特別聴講生含む)
入 学 檢 定 料	円 35,000	円 35,000	円 35,000
入 学 金	300,000	300,000	
授 業 料	550,000	70,000	1 単位に付 16,000
在 籍 料			30,000
施 設 設 備 費			
(1) 人文科学研究科	100,000		
(2) 経営情報学研究科	150,000		

- (注) 1. 研究生のうち本学卒業生については、入学金・授業料を減額することがある。
2. 研究生（委託研究生含む）には、研究内容等により必要経費を別途負担されることがある。

別表(2)

## 授業科目及び単位数

## 1. 人文科学研究科 国際文化専攻 修士課程

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
<b>日本文化分野</b>			
日本文化研究 I (歴史・近代)		4	(1)「日本文化分野」「アメリカ文化分野」「比較文化分野」のいずれかを主たる研究分野とし、その分野より講義3科目12単位以上また2年間にわたり演習1科目8単位を選択必修。
日本文化研究 II (文学・近代)		4	
日本文化研究 III (言語・近代)		4	
日本文化特別講義 I (古代史)		4	
日本文化特別講義 II (古典文学)		4	
日本文化特別講義 III (古代語)		4	
日本文化演習 I A (歴史)		8	
日本文化演習 I B (歴史)		8	
日本文化演習 II (文学)		8	
日本文化演習 III (言語)		8	
<b>アメリカ文化分野</b>			
アメリカ文化研究 I (歴史)		4	(2)他分野・他専攻の講義・演習科目または他研究科の講義科目より、3科目12単位以上選択必修。
アメリカ文化研究 II (文学)		4	
アメリカ文化研究 III (言語)		4	
アメリカ文化特別講義 I (文化摩擦)		4	
アメリカ文化特別講義 II (映像文化)		4	
アメリカ文化特別講義 III (アメリカ思想)		4	
アメリカ文化特別講義 IV (美術)		4	
アメリカ文化演習 I (歴史)		8	
アメリカ文化演習 II (文学)		8	
アメリカ文化演習 III (言語)		8	
<b>比較文化分野</b>			
比較文化研究 I (比較文化史: アジア)		4	
比較文化研究 II (比較文学)		4	
比較文化研究 III (対照言語学)		4	
比較文化研究 IV (比較考古学)		4	
比較文化特別講義 I (比較文化史: 西欧)		4	
比較文化特別講義 II (日本・アジア比較文化)		4	
比較文化特別講義 III (比較文化: ラテンアメリカと西洋・アジア)		4	
比較文化特別講義 IV (異文化間心理学)		4	
比較文化特別講義 V (比較地域社会)		4	
比較文化特別講義 VI (建築文化論)		2	
比較文化演習 I (比較文化史: アジア)		8	
比較文化演習 II (比較文学)		8	
比較文化演習 III (対照言語学)		8	
比較文化演習 IV (比較考古学)		8	
<b>分野共通科目 (コミュニケーション)</b>			
英語コミュニケーション I (口頭発表法)		4	
英語コミュニケーション II (論文作成法)		4	
英語コミュニケーション III (討論法)		4	
<b>計</b>		190	

## 2. 人文科学研究科 女性学専攻 修士課程

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
<b>基礎論</b>			
女性学基礎論I（理論と方法）	2		(1)「ジェンダー文化論」「ジェンダー社会論」より、8単位論以上選択必修。
女性学基礎論II（フェミニズム／ジェンダー批評）	2		
女性学基礎論III（研究／調査法）	2		
<b>ジェンダー文化論</b>			
女性学研究I（ジェンダーと文化A：フェミニスト理論と記録映画）	2		(2)「ジェンダー論特別講義」「資料講読」より6単位以上選択必修。
女性学研究II（ジェンダーと文化B：英語表現による文学）	2		
女性学研究III（ジェンダーと文化C：近代日本文学と女性の表現）	2		
女性学研究IV（ジェンダーと文化D：マイノリティ女性の文学）	2		
女性学研究V（ジェンダーと文化E：文化批評）	2		
女性学研究VI（ジェンダーと文化F：フェミニスト理論と建築）	2		
<b>ジェンダー社会論</b>			
女性学研究VII（ジェンダーと社会A：家族と政策）	2		(3)「コミュニケーション」「研修・演習」より4単位以上選択必修。
女性学研究VIII（ジェンダーと社会B：女性と労働）	2		
女性学研究IX（ジェンダーと社会C：開発と女性）	2		
女性学研究X（ジェンダーと社会D：女性と人口問題）	2		
女性学研究XI（ジェンダーと社会E：社会福祉）	2		
<b>ジェンダー論特別講義</b>			
女性学特別講義I（フェミニスト思想）	2		(4)「演習」より、2年間にわたり6単位以上選択必修。
女性学特別講義II（ジェンダーと歴史①：アジア）	2		
女性学特別講義III（ジェンダーと歴史②：日本）	2		
女性学特別講義IV（ジェンダーと歴史③：アメリカ）	2		
女性学特別講義V（ジェンダーとメディア）	2		
女性学特別講義VI（ジェンダーと国家）	2		
女性学特別講義VII（日本の女性政策）	2		
女性学特別講義VIII（ジェンダーとポストコロニアニズム）	2		
女性学特別講義IX（ジェンダーとカウンセリング）	2		
<b>資料講読</b>			
女性学英文資料講読I（文学）	4		(5)他専攻の講義・演習科目または他研究科の講義科目より、2単位以上選択必修。 計32単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。
女性学英文資料講読II（比較文化）	4		
女性学英文資料講読III（英語文化記号論）	4		
女性学英文資料講読IV（女性文学）	4		
女性学英文資料講読V（フェミニスト美術史と批評）	4		
女性学日本文資料講読I（ジェンダーとアジア研究）	2		
女性学日本文資料講読II（ジェンダーと表現）	2		
女性学日本文資料講読III（ジェンダーと歴史）	2		
<b>コミュニケーション</b>			
英語コミュニケーションI（口頭発表法）	4		
英語コミュニケーションII（論文作成法）	4		
英語コミュニケーションIII（討論法）	4		
日本語コミュニケーションI（口頭発表法）	2		
日本語コミュニケーションII（上級文章作成法）	2		
日本語コミュニケーションIII（討論法）	2		
<b>研修・演習</b>			
女性学インターンシップ	2		
マルチメディア演習	2		
<b>演習</b>			
女性学演習I（文化A：フェミニズム批評）	6		
女性学演習II（文化B：フェミニスト美術史と批評における論争）	6		
女性学演習III（文化C：米文学）	6		
女性学演習IV（文化D：日本文学とジェンダー）	6		
女性学演習V（社会A：家族と政策）	6		
女性学演習VI（社会B：女性と労働）	6		
女性学演習VII（社会C：開発と女性）	6		
女性学演習VIII（社会D：アジアと人口問題）	6		
女性学演習IX（社会E：ジェンダーと国家）	6		
女性学演習X（社会F：社会福祉）	6		
計	6	148	

## 3. 人文科学研究科 比較文化専攻 博士後期課程

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
<b>比較文化研究指導</b>			
比較文化研究指導I (比較アジア史論)		12	
比較文化研究指導II (比較日本史論)		12	
比較文化研究指導III (比較日本文学論)		12	
比較文化研究指導IV (比較考古学論)		12	
<b>比較ジェンダー論研究指導</b>			
比較ジェンダー論研究指導I (フェミニズム批評論)		12	(1) 「比較文化研究指導I～IV」又は「比較ジェンダー論研究指導I～IV」12単位を含め、16単位以上を修得し、かつ博士論文を提出し審査に合格すること。
比較ジェンダー論研究指導II (文化構造論)		12	
比較ジェンダー論研究指導III (表現論)		12	
比較ジェンダー論研究指導IV (近代化と女性・家族)		12	
<b>地域文化研究特論</b>			
近代日本史特論		2	
現代日本語特論		2	
現代日本福祉特論		2	
アメリカ史特論		2	
アメリカ文学特論		2	
文化人類学特論		2	
<b>英語コミュニケーション</b>			
上級英語コミュニケーションI (口頭発表法)		2	
上級英語コミュニケーションII (論文作成法)		2	
上級英語コミュニケーションIII (討論法)		2	
計		114	

## 4. 経営情報学研究科 起業マネジメント専攻 修士課程

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
基 础 論 (研究調査法を含む)			
起業マネジメント基礎論 I (起業戦略マネジメント論: 理論と方法)	4		(1) 「研究」の中より、1科目4単位を必修。
起業マネジメント基礎論 II (起業情報マネジメント論: 理論と方法)	4		(2) 「研究」「特別講義」「ケーススタディ」の中より、12単位以上選択必修。
研 究			
起業マネジメント研究 I (グローバル・マネジメント)	4		
起業マネジメント研究 II (ローカル・マネジメント)	4		
起業マネジメント研究 III (起業マネジメントのマーケティング)	4		
起業マネジメント研究 IV (起業マネジメントのロジスティクス)	4		
起業マネジメント研究 V (起業マネジメントの会計)	4		
起業マネジメント研究 VI (起業マネジメントの情報)	4		
特 別 講 義			
起業マネジメント特別講義 I (国際人的資源論)	2		
起業マネジメント特別講義 II (国際ビジネス論)	2		
起業マネジメント特別講義 III (製品開発論)	2		
起業マネジメント特別講義 IV (流通機構論)	2		
起業マネジメント特別講義 V (財務管理論)	2		
起業マネジメント特別講義 VI (国際会計論)	2		
起業マネジメント特別講義 VII (財務会計論)	2		
起業マネジメント特別講義 VIII (経済制度論)	2		
起業マネジメント特別講義 IX (グローバル経営論)	2		
起業マネジメント特別講義 X (経済法)	2		
起業マネジメント特別講義 XI (情報科学論)	2		
起業マネジメント特別講義 XII (情報環境論)	2		
ケーススタディ			
起業マネジメントケーススタディ I (流通業)	2		
起業マネジメントケーススタディ II (サービス業)	2		
起業マネジメントケーススタディ III (製造業)	2		

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
起業マネジメント地域スタディⅠ (日本社会と経営)		2	
起業マネジメント地域スタディⅡ (アジア社会と経営)		2	
起業マネジメント地域スタディⅢ (欧米社会と経営)		2	
演習(修士論文指導を含む)			
起業マネジメント演習ⅠA (グローバル・マネジメント)		4	
起業マネジメント演習ⅠB (グローバル・マネジメント)		4	
起業マネジメント演習ⅡA (ローカル・マネジメント)		4	
起業マネジメント演習ⅡB (ローカル・マネジメント)		4	
起業マネジメント演習ⅢA (起業マネジメントのマーケティング)		4	
起業マネジメント演習ⅢB (起業マネジメントのマーケティング)		4	
起業マネジメント演習ⅣA (起業マネジメントのロジスティクス)		4	
起業マネジメント演習ⅣB (起業マネジメントのロジスティクス)		4	
起業マネジメント演習ⅤA (起業マネジメントの会計)		4	
起業マネジメント演習ⅤB (起業マネジメントの会計)		4	
起業マネジメント演習ⅥA (起業マネジメントの情報)		4	
起業マネジメント演習ⅥB (起業マネジメントの情報)		4	
計	8	108	

## 5. 経営情報学研究科 起業マネジメント専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
起業マネジメント研究指導			
起業マネジメント研究指導 I (現代起業論)	12		(1)「起業マネジメント研究指導 I ~ IV」12単位を含め、16単位以上を修得し、かつ博士論文を提出し審査に合格すること。
起業マネジメント研究指導 II (起業マネジメントとマーケティング)	12		
起業マネジメント研究指導 III (起業マネジメントと管理会計)	12		
起業マネジメント研究指導 IV (起業マネジメントと研究開発)	12		
起業マネジメント特別講義			
物的・人的投資管理論	2		
国際ディスクロージャ論	2		
起業ファイナンス論	2		
組織ダイナミックス論	2		
サプライチェーンシステム論	2		
知識ネットワーク論	2		
ナレッジワーカー論	2		
現代公益企業特論	2		
起業法務特論	2		
経営マネジメントシステム論	2		
経済環境特論	2		
ネットワーク技術特論	2		
計		72	

# 城西國際大學學位規程

城西國際大學學位規程

## (目 的)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、城西国際大学(以下「本学」という)が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (学 位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

人文科学研究科	博士(比較文化) 修士(国際文化)、修士(女性学)
経営情報学研究科	博士(経営学) 修士(経営学)
経営情報学部	学士(経営情報)
人 文 科 部	学士(国際文化)、学士(福祉文化)、 学士(国際交流)

## (学位の授与)

第3条 前条の学位は、本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより、本学を卒業した者及び本学大学院の課程を修了した者に授与する。

2 前項の定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者であっても本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ試問によって本学大学院の博士後期課程を修了して博士の学位を授与された者と同等以上の学力を有することの確認(「学力の確認」という)を得た者にも授与することができる。

## (論文の提出)

第4条 前条第1項の規定により学位論文の審査を願い出ようとする者は、学士の場合を除いて、所定の学位論文審査願に、学位論文及び論文目録を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、博士の学位論文審査を願い出る場合は論文審査料を添えなければならない。

2 前条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書を学位論文、論文目録、履歴書及び論文審査料を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

3 学位論文は、1編とし3部提出するものとする。ただし学士論文の場合は別に定める。

また、審査のために必要があるときは、論文要旨、参考論文あるいはその他参考資料を提出するものとする。

4 受理した学位論文は、いかなる理由があっても返還しない。

## (論文審査料)

第5条 本学の論文審査料は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項の規定による者 50,000円
- (2) 前条第2項の規定による者 100,000円

## (論文の審査付託)

第6条 学長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会にその論文の審査等を付託する。

## (審査委員会)

第7条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、学位論文の審査を願い出た者の指導教員を主査とし、当該論文に関連ある科目担当教員2名以上からなる審査委員会を設ける。

ただし、第3条第2項の規定による場合の審査委員会の主査は、当該論文に最も関連する研究分野の教員から選出する。

## (論文の審査、試験及び学力の確認)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認を行う。

2 試験は、学位論文を中心として、これに関連する研究領域について筆答又は口述により行う。

3 第3条第2項の規定による審査の場合は、前項のほか専攻学術に関し、同等の学力の確認を行わなければならない。

4 審査委員会は、本条第2項及び前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請又は請求する者の経歴及び業績を審査して、試験の全部又は一部を行う必要がないと認めたときは、研究科委員会の承認を得て、その審査をもって試験の全部又は一部に代えることができる。

5 本学大学院の博士後期課程の所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者が、退学後3年以内に博士の学位の授与を申請するときは、学力の確認を行わないことができる。

## (論文審査の協力)

第9条 学位論文の審査に当たっては、他大学の大学院の教員等の協力を得ることができる。

## (審査の期間)

第10条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年末までに、博士の学位については学位論文が受理された日から1年以内に、学位論文審査及び試験等を終了しなければならない。

## (審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認が終了したときは、学位論文と共に、直ちに学位論文審査結果の要旨、試験結果の要旨及び学力確認結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、研究科委員会に文書により報告しなければならない。

2 審査委員会は、学位論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めたときは、試験及び学力の確認を行わないことがある。この場合は、前項の試験結果の要旨及び学力確認結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の審議)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、委員全員の4分の3以上の出席を必要とする。

3 学位の授与を決定するには、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(研究科長の報告)

第13条 研究科委員会の前条の議決をしたときは、研究科長は文書により学長に報告しなければならない。

(学位授与の決定)

第14条 学長は、前条の規定による報告を受けたときは、大学院委員会を召集し、学位授与の可否を審議する。

2 大学院委員会において前項の審議をするには、第12条第2項及び第3項と同数の委員の出席及び同意を必要とする。

(学位の授与)

第15条 学長は、前条の議決に基づいて学位授与が可とされた者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学位授与が否とされた者には、その旨を通知する。

(博士論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に、その学位論文の内容の要旨及び学位審査結果の要旨を公表するものとする。

(博士論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に印刷公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合は、本学の承認を得て、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合本学は、その学位論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称の使用)

第18条 本規定により学位を授与された者が学位の称号を用いるとき、これに本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学位の授与を取り消し、この旨を公表するものとする。

2 研究科委員会及び大学院委員会の前項の議決をするには、第12条第2項及び第3項の規定と同数の委員の出席及び同意を必要とする。

(登録及び報告)

第20条 本学において学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録するものとする。

2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部大臣に提出するものとする。

(学位記及び書類)

第21条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表のとおりとする。

付 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

この改正は、平成12年4月1日から実施する。

## 別表1 (学位申請関係書類の様式)

## (1)第4条第1項の規定による論文審査願の様式

学 位 論 文 審 査 願	
年 月 日	
城西国際大学学長 殿	
研究科	専攻
年 入学	
氏名	印
修士 ( )	
このたび の学位を受けたく学位論文及び論文目録	
博士 ( )	
を添えて提出いたしますので審査下さるようお願ひいたします。	

- 備考 1. 論文目録の様式は書類様式(3)によること。  
 2. 博士の学位論文審査願には論文審査料を添えること。

## (2)第4条第2項の規定による学位申請書の様式

学 位 申 請 書	
年 月 日	
城西国際大学学長 殿	
氏名	印
このたび博士 ( ) の学位を受けたく学位論文、参考文献、 論文目録、履歴書に学位論文審査料 を添えて提出い たします。	

- 備考 1. 論文目録、履歴書様式は書類様式(3)及び(4)によること。

## (3)論文目録の様式

論 文 目 錄	
論 文	
1. 題 目	
2. 印刷公表の方法及び時期	
3. 冊 数	
参考論文	
1. 題 目	
2. 印刷公表の方法及び時期	
3. 冊 数	
年 月 日	
学位授与申請者	
氏 名	

- 備考 1. 論文題目が外国語の場合には、和訳を付記すること。  
 2. 参考論文が2種類以上あるときは、別記すること。  
 3. 論文がまだ印刷公表されていないときは、その予定の方法時期を記載すること。  
 4. 修士論文目録は論文題目のみでよい。  
 5. 論文目録は3通提出すること。

## (4)履歴書様式

履 歴 書	
本 籍	
現住所	
ふ り が な	
氏 名	
年 月 日生	
学 歴	
職 歴	
研究歴	
賞 署	
上記のとおり相違ありません。	
年 月 日	
氏名	印

- 備考 1. 学歴は高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。  
 2. 本学大学院の課程を経た者は、その単位修得証明書を添えること。

別表2（学位記の様式）

(1)第3条第1項の規定により授与する卒業証書の様式(学部を卒業した場合)

年第 号	城西国際大学学長	年 月 日	印	本学	学部	卒	業	證	書
				学科所定の課程を修めて	本学を卒業したこと	氏	年	月	日生
認め、学士( )の学位を授与する。									

(2)第3条第1項の規定により授与する学位記の様式(修士課程を修了した場合)

修第 号	城西国際大学学長	年 月 日	印	本学大学院	研究科	学	位	記
				課程を修了したので修士( )の学位を	専攻の修士	本籍(都道府県)	氏	年
授与する。								

## (3) 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式(博士後期課程を修了した場合)

博甲第 号	城西国際大学学長	年 月 日	論文題目	本学大学院 研究科 専攻の博士	本籍(都道府県)	学位記		
						氏名	年 月 日	生
後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び試験に合格したので博士（ ）の学位を授与する。								
印								

## (4) 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式(学位論文提出による場合)

博乙第 号	城西国際大学学長	年 月 日	論文題目	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試問に合格したので博士（ ）の学位を授与する。	本籍(都道府県)	学位記		
						氏名	年 月 日	生
印								

別表3（学位授与報告書の様式）

## 学 位 (博 士) 授 与 報 告 書

大学大学院

報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授与年月日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科(専攻)名	修了(中退)年月日				
甲 第 乙 号	博士( )				都道府県							
甲 第 乙 号	博士( )				都道府県							
甲 第 乙 号	博士( )				都道府県							
甲 第 乙 号	博士( )				都道府県							
甲 第 乙 号	博士( )				都道府県							
甲 第 乙 号	博士( )				都道府県							
甲 第 乙 号	博士( )				都道府県							

## 備考

- 1 報告番号は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)により授与された博士の一連番号とし、第4条第1項によるものについては「甲第一号」、同条第2項によるものについては「乙第一号」とすること。
- 2 博士学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍を代えて当該国籍を記入すること。
- 3 博士論文の題名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を( )を付して記入すること。
- 4 この報告書は、学位規則第12条に定める期間内に、該当する者をまとめて、隨時に一覧表の形で提出すること。

# 教 職 課 程

教職課程

## 人文学研究科

### I. 大学院における教職課程の履修及び教育職員免許状について

教育職員免許状（専修免許状）を修得しようとする者は、教育職員免許法により授与される免許状（中学校一種・高等学校一種）を有する者でなければならない。なお、修得する免許状の種類に応じて、免許法の定める資格要件を満たさなければならない。

#### 1. 免許状の種類および教科

本大学院で取得できる教育職員免許状は、第1表のとおりである。

(第1表)

研究科	専攻	専修免許状の種類
人文科学研究科	国際文化専攻	国語 社会 地理歴史 英語
	女性学専攻	英語
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	英語

#### 2. 免許状の種類および資格

(第2表)

所用資格 免許状の種類	基礎資格	大学における最低取得単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	40	19
	一種免許状	学士の学位を有すること。	40	19
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること。	20	15
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	40	19
	一種免許状	学士の学位を有すること。	40	19

## II. 基礎資格と最低修得単位数

教育職員免許状を修得するためには、修士の称号を有し、さらに教育職員免許法に定める最低修得単位数を修得しなければならない。

本大学院では、第3表～第7表のとおり教科別に授業科目を開設しているので、各表の最低修得単位数を修得しなければならない。

### 1. 人文科学研究科

#### 1) 國際文化専攻

第3表 [国語関係授業科目]

免許状の種類	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目及び最低修得単位数		本 学 開 設 科 目			備 考
	科 目	単位	開 設 科 目	単位	履修年次	
専修免許状	国語の教科に関する科目	24	日本文化研究Ⅱ (文学・近代) 日本文化研究Ⅲ (言語・近代) 日本文化特別講義Ⅱ (古典文学) 日本文化特別講義Ⅲ (古代語) 日本文化演習Ⅱ (文学) 日本文化演習Ⅲ (言語)	4 4 4 4 8 8	1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2	

第4表 [社会・地理歴史関係授業科目]

免許状の種類	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目及び最低修得単位数		本 学 開 設 科 目			備 考
	科 目	単位	開 設 科 目	単位	履修年次	
専修免許状	社会及び地理歴史の教科に関する科目	24	日本文化研究 I (歴史・近代)	4	1・2	
			日本文化特別講義 I (古代史)	4	1・2	
			日本文化演習 I A (歴 史)	8	1・2	
			日本文化演習 I B (歴 史)	8	1・2	
			アメリカ文化研究 I (歴 史)	4	1・2	
			アメリカ文化演習 I (歴 史)	8	1・2	
			比較文化研究 I (比較文化史：アジア)	4	1・2	
			比較文化研究 IV (比較考古学)	4	1・2	
			比較文化特別講義 I (比較文化史：西欧)	4	1・2	
			比較文化特別講義 II (日本・アジア比較文化)	4	1・2	
			比較文化特別講義 III (比較文化：ラテンアメリカと西洋・アジア)	4	1・2	
			比較文化特別講義 V (比較地域社会)	4	1・2	
			比較文化演習 I (比較文化史：アジア)	8	1・2	
			比較文化演習 IV (比較考古学)	8	1・2	

第5表〔英語関係授業科目〕

免許状の種類	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目及び最低修得単位数		本 学 開 設 科 目			備 考
	科 目	単位	開 設 科 目	単位	履修年次	
専修免許状	英語の教科に関する科目	24	アメリカ文化研究 II (文 学)	4	1・2	
			アメリカ文化研究 III (言 語)	4	1・2	
			アメリカ文化特別講義 I (文化摩擦)	4	1・2	
			アメリカ文化特別講義 II (映像文化)	4	1・2	
			アメリカ文化特別講義 III (アメリカ思想)	4	1・2	
			アメリカ文化演習 II (文 学)	8	1・2	
			アメリカ文化演習 III (言 語)	8	1・2	
			比較文化研究 II (比較文学)	4	1・2	
			比較文化研究 III (日英言語行動比較)	4	1・2	
			比較文化演習 II (比較文学)	8	1・2	
			比較文化演習 III (日英言語行動比較)	8	1・2	

## 2) 女性学専攻

第6表〔英語関係授業科目〕

免許状の種類	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目及び最低修得単位数		本 学 開 設 科 目			備 考
	科 目	単位	開 設 科 目	単位	履修年次	
専修免許状	英語の教科に関する科目	24	女性学英文資料講読 I (文 学)	4	1・2	
			女性学英文資料講読 II (比較文化)	4	1・2	
			女性学英文資料講読 III (英語文化記号論)	4	1・2	
			英語コミュニケーション I (口頭発表法)	4	1・2	
			英語コミュニケーション II (論文作成法)	4	1・2	
			英語コミュニケーション III (討論法)	4	1・2	

## 2. 経営情報学研究科

## 1) 起業マネジメント専攻

第7表〔商業関係授業科目〕

免許状の種類	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目及び最低修得単位数		本 学 開 設 科 目			備 考	
	科 目	単位	開 設 科 目	単位	履修年次		
	商業の教科に関する科目	24	起業マネジメント研究Ⅰ (グローバル・マネジメント) 起業マネジメント研究Ⅱ (ローカル・マネジメント) 起業マネジメント研究Ⅲ (起業マネジメントのマーケティング) 起業マネジメント研究Ⅳ (起業マネジメントのロジスティクス) 起業マネジメント研究Ⅴ (起業マネジメントの会計) 起業マネジメント研究Ⅵ (起業マネジメントの情報) 起業マネジメント特別講義Ⅰ (国際的な資源論) 起業マネジメント特別講義Ⅱ (国際ビジネス論) 起業マネジメント特別講義Ⅲ (製品開発論) 起業マネジメント特別講義Ⅳ (流通機構論) 起業マネジメント特別講義Ⅴ (財務管理論) 起業マネジメント特別講義Ⅵ (国際会計論) 起業マネジメント特別講義Ⅶ (財務会計論) 起業マネジメント特別講義Ⅷ (情報科学論) 起業マネジメント特別講義Ⅸ (情報環境論) 起業マネジメント演習Ⅰ A (グローバル・マネジメント) 起業マネジメント演習Ⅰ B (グローバル・マネジメント) 起業マネジメント演習Ⅱ A (ローカル・マネジメント) 起業マネジメント演習Ⅱ B (ローカル・マネジメント) 起業マネジメント演習Ⅲ A (起業マネジメントのマーケティング) 起業マネジメント演習Ⅲ B (起業マネジメントのマーケティング) 起業マネジメント演習Ⅳ A (起業マネジメントのロジスティクス) 起業マネジメント演習Ⅳ B (起業マネジメントのロジスティクス) 起業マネジメント演習Ⅴ A (起業マネジメントの会計) 起業マネジメント演習Ⅴ B (起業マネジメントの会計)	4 4 4 4 4 4 4 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2		

免許状の種類	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目及び最低修得単位数			本 学 開 設 科 目			備 考
	科 目	単位	開 設 科 目	単位	履修年次		
			起業マネジメント演習ⅥA (起業マネジメントの情報) 起業マネジメント演習ⅥB (起業マネジメントの情報)	4 4	1 2		

### III. 教育職員免許状申請について

教育職員免許状の申請は、大学から千葉県教育委員会に一括して行う。申請手続きについては、2年次の後期に説明会を行う。なお、教育職員免許状は修了式当日に交付する。

# 城西国際大学学友会

学友会規約

学友会連絡協議会規約

学友委員会規約

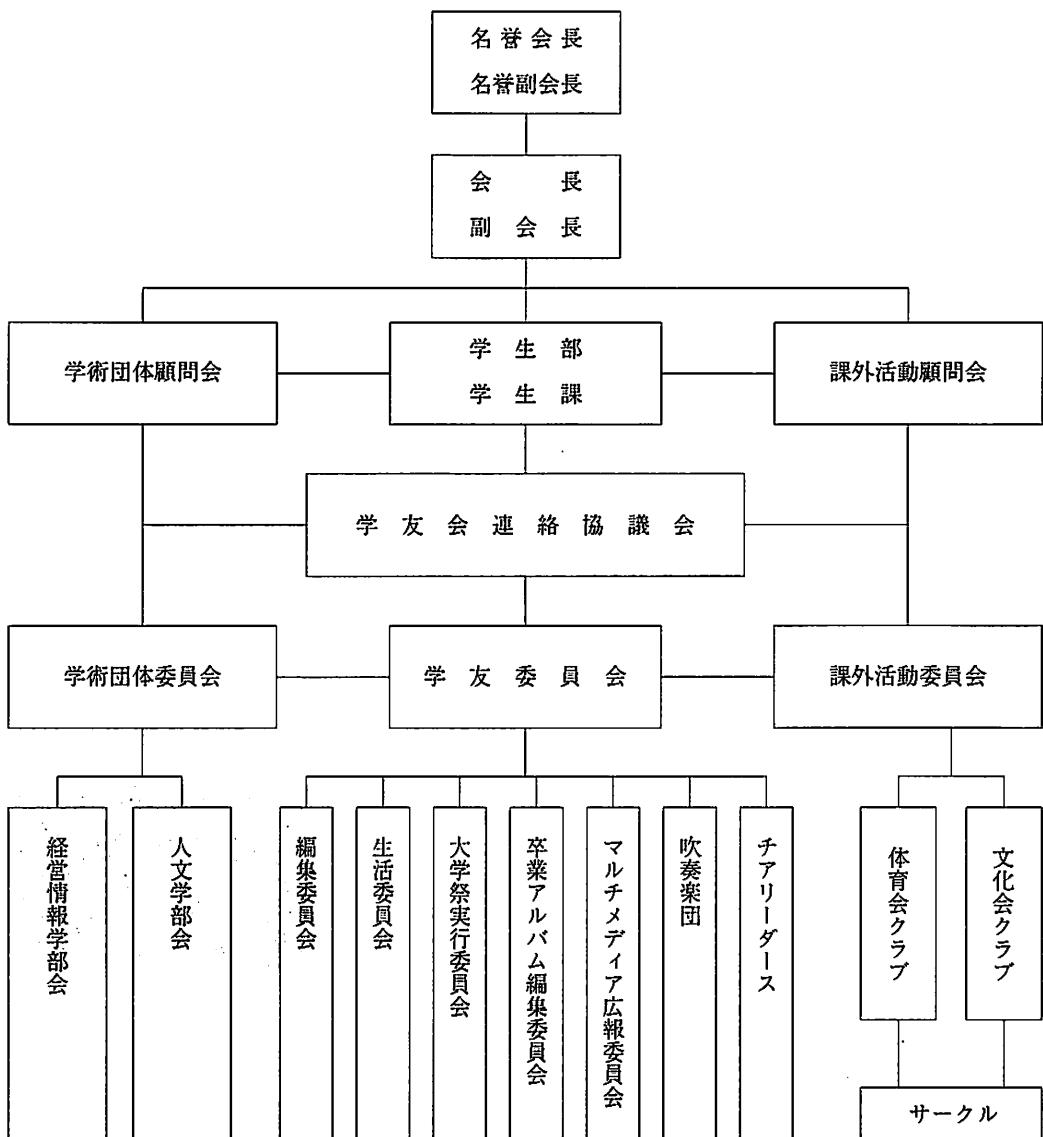
城西国際大学学友会

学友会規約

学友会連絡協議会規約

学友委員会規約

城西国際大学学友会組織図



# 学友会規約

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、城西国際大学学友会と称し、本部を千葉県東金市求名1番地、城西国際大学内に置く。
- 第2条 本会は、次の2種の会員より構成する。
- (1) 正会員
  - (2) 賛助会員
- 第3条 正会員は、城西国際大学の全学生とする。
- 第4条 賛助会員は、城西国際大学の理事長、専務理事、教員、職員並びに父母後援会役員とする。
- 第5条 賛助会員の本会における地位は、本会の健全円滑な運営のための助言者又は協力者である。
- 第6条 本会は、会員相互の自主的活動により、学術および文化・体育の向上を図り、併せて会員相互の人格の高揚を指向すると共に、本学の発展に資することを目的とする。
- 第7条 1項 本会は、前条の目的を達成するために以下の機関を設置する。
- (1) 学友会連絡協議会
  - (2) 学友委員会
  - (3) 学術団体委員会
  - (4) 課外活動委員会
  - (5) 学術団体顧問会
  - (6) 課外活動顧問会
- 2項 上記運営機関の規約は、別にこれを定める。

## 第2章 役 員

- 第8条 1項 会長は、学長とし、会務を総括する。
- 2項 副会長は、経営情報学部長、人文学部長、事務局長の3名で構成し、会長の援助をする。また、会長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。
- 3項 名誉会長は理事長、名誉副会長は専務理事とし、本会を統括する。

## 第3章 会 計

- 第9条 1項 本会の支出は、正会員の納入する会費、援助金、父母後援会助成金、寄附金、その他の収入をもってあてる。
- 2項 諸団体への配付については、学友会連絡協議会の合意により決定する。
- 3項 正会員の納入する会費は、年間5,000円とする。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第4章 規約改正

第11条 1項 本会規約の改正については、学友会連絡協議会において審議する。

- 2項 本会の規約改正の決議は、委員3分の2以上の出席を必要とし、過半数をもって決する。
- 3項 可否同数の場合は、議長の決するところとする。
- 4項 本会の規約改正が成立したときは、改正資料を1ヵ月間学生掲示板に発表するものとする。

## 学友会連絡協議会規約

#### 第1章 総 則

第1条 城西国際大学学友会規約第7条2項に基づき、城西国際大学学友会連絡協議会規約を定める。

第2条 本協議会は、城西国際大学学友会連絡協議会と称し、本部を城西国際大学内に置く。

第3条 本協議会は、城西国際大学学友会の運営が円滑に行われることを目的とし、城西国際大学学友会の発展に寄与する事項を審議、承認する機関とする。

#### 第2章 会 員

第4条 本協議会は、学友会会长、副会長（3名）、学術団体顧問会会长、副会長、課外活動顧問会会长、副会長、父母後援会代表（1名）、学生部長、副部長、学生課長および学友委員会代表（5名）、学術団体委員会代表（2名）、課外活動委員会代表（2名）の21名で構成する。

#### 第3章 協 議

第5条 本協議会は、次の事項の審議、承認を行う。

- (1)学友委員会の役員の選出
- (2)学友会予算の調整
- (3)学友会規約および学友会に属する機関の規約の改正
- (4)学友会所属団体の承認
- (5)学友会運営に必要な事項

第6条 本協議会の議長は、学生部長が行い、不在の時は副部長および学生課長が行う。

## 学友委員会規約

#### 第1章 総 則

第1条 城西国際大学学友会規約第7条2項に基づき、城西国際大学学友委員会規約を定め

る。

- 第2条 本会は、城西国際大学学友委員会と称し、本部を城西国際大学内に置く。
- 第3条 本会は、城西国際大学学友会正会員の代表で構成する。
- 第4条 本会は、城西国際大学学友会の運営が円滑に行われることを目的とするとともに、城西国際大学学友会の発展に寄与するものとする。

第5条 1項 本会は、前条の目的を達成するために以下の機関を設置する。

- (1) 学術団体委員会
- (2) 課外活動委員会
- (3) 編集委員会
- (4) 生活委員会
- (5) 大学祭実行委員会
- (6) 卒業アルバム編集委員会
- (7) マルチメディア広報委員会
- (8) 吹奏楽団
- (9) チアリーダース

2項 上記運営機関の規約は、別にこれを定める。

3項 本会の運営上必要と認めた場合は、新たに運営機関を設置する。

## 第2章 役 員

第6条 役員は、以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 総務 1名
- (4) 会計 2名
- (5) 監査 2名
- (6) 涉外 2名

第7条 1項 会長は、本会を総括し全ての事項に対し全責任を負うものとする。

2項 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。

# 城西国際大学学会会則

城西国際大学学会会則

## 城西国際大学学会会則

**第1条** 本会は、城西国際大学学会と称する。

**第2条** 本会は、事務局を城西国際大学内（学務課）に置く。

**第3条** 本会は城西国際大学における教育研究活動を推進し、人文科学及び経営情報学研究の進展と会員相互の交流を図ることを目的とする。

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 機関誌・会報等の発行
2. 研究会・講演会及びシンポジウム等の開催
3. ワークショップ等、会員によるグループ研究活動
4. 研究活動による地域社会への寄与
5. 本会が必要と認めた他団体との共同研究
6. その他本会が必要と認めた研究活動

**第5条** 本会は、次の会員をもって構成する。

1. 正会員
  - (1) 本学人文学部・経営情報学部・大学院人文科学研究科及び経営情報学研究科留学生別科の専任教員
  - (2) 本学国際文化教育センター及び情報科学研究センターの研究員
  - (3) 本学人文学部・経営情報学部・大学院人文科学研究科及び経営情報学研究科の学生
  - (4) 本学非常勤講師及び本学専任職員の希望者
2. 特別会員
  - (1) 本学の卒業生有志及び大学院人文科学研究科及び経営情報学研究科修了者有志
  - (2) 本学会の承認を得た者
3. 賛助会員
  - (1) 本学会の趣旨に賛同し、学会の事業、活動に対して助言及び援助を行う者

**第6条** 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 監事 2名
4. 委員 若干名

**第7条** 会長は学長とする。

- 2 会長は会務を統括し、本会を代表する。
- 3 副会長、監事、委員は正会員より会長が委嘱する。
- 4 本会の運営のため、会長、副会長、委員によって運営委員会を構成する。

- 5 会長は運営委員会を招集し、議長となる。
- 6 機関誌編集、研究会・講演会等の企画、涉外・広報、会計、庶務等は、会長から委嘱された委員がこれに当たり、必要に応じて委員会を設けるものとする。
- 7 その他、特に必要がある場合には特別委員会を置くことができる。

第8条 本会に、以下の各分科会を置く。

1. 人文学会
2. 女性学会
3. 経営情報学会

第9条 各分科学会は、第3条の目的を達成するため、第4条に定めた事業を行うことができる。

第10条 本会は、年1回総会を開催し、事業、会計等についての報告を行う。

第11条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第12条 会員は、次の会費を納入するものとする。

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| 1. 正会員 年額         | 3,000円         |
| 2. 特別会員 年額        | 2,000円         |
| 3. 賛助会員 年額 個人(一口) | 6,000円         |
|                   | 法人(一口) 30,000円 |

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付 則 本会会則は、平成8年4月1日から施行する。

# 城西国際大学同窓会

城西国際大学同窓会

# 城西国際大学同窓会規約

## 第1章 総 則

第1条 本会は城西国際大学同窓会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、城西国際大学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 学校法人城西大学、城西国際大学と同窓会（本部・支部）および会員との連絡
- (2) 会員名簿および会報の発行
- (3) その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第4条 本会の本部は城西国際大学内におく。

第5条 本会の会員は正会員・準会員・特別会員および賛助会員とする。

- (1) 正会員は城西国際大学の卒業生とする
- (2) 準会員は城西国際大学に在学中のものとする
- (3) 特別会員は法人役員・城西国際大学の教職員とする
- (4) 賛助会員は城西国際大学に一定期間在籍したのち退学したもので総会において認められたものとする
- (5) 他大学より城西国際大学大学院に入学し、修士または博士の課程を修了したもので、入学金および会費を納入したものは正会員とする

第6条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会
- (3) 支部長会

## 第2章 総 会

第7条 総会は本会の最高決議機関とする。

2 総会は正会員をもって構成し、定例総会は会計年度が終了後3か月以内に開催するものとし、1か月以前に公示するものとする。

第8条 次の場合には臨時総会を開催することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 正会員200名以上の署名をもって要求があったとき

第9条 総会は会長が召集する。

第10条 会長は総会の議長となる。副議長は会長の指名するもので総会で認められたものとする。

第11条 総会は次の事項を議事として審議する。

- (1) 事業計画およびそれに基づく予算案に関すること
- (2) 事業報告およびそれに基づく決算案に関すること
- (3) 役員選出および改選に関すること
- (4) 規約の改正に関すること
- (5) その他重要事項に関すること

### 第3章 役員・役員会および支部長会

第12条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名

第13条 本会に名誉会長（理事長）、名誉副会長（常務理事及び学長）をおき、本会を統括する。

顧問（学生部長・副部長）および相談役を若干名おく。

2 名誉会長及び名誉副会長は、総会及び役員会に出席することができる。

第14条 会長・幹事および監事は総会において正会員のうちより選出する。但し、支部長は支部長に就任と同時に幹事となる。

2 副会長は会長の指名するもので総会において認められたものとする。

3 相談役は会長・副会長の経験者および総会において推薦されたものとする。

第15条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、支部長である幹事の任期は支部長在任期間とする。

第16条 会長は役員会にはかり運営委員若干名をおくことができる。

第17条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長ことあるときは会長代行となる。

3 幹事は役員会を組織し会務を遂行する。

第18条 役員会は正副会長および幹事をもって構成し、会長が議長となり総会に提案する議事を審議決定する。

2 役員会の運営規定については別にこれを定める。

第19条 相談役は会長の要請により役員会に出席し意見を述べることができる。

第20条 支部長会は各支部長をもって組織し会務を遂行する。

2 支部長会の運営規定については別にこれを定める。

### 第4章 会計監査

第21条 監事は本会の会計を監査し、総会において監査報告をしなければならない。

## 第5章 会 計

第22条 本会の運営は入会金・会費・寄付金およびその他の収入による。

第23条 会員は入学時に準会員費として10,000円、卒業時に終身会費として40,000円をそれぞれ納入しなければならない。

第24条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第6章 規約改正

第25条 本会の規約改正は次の場合に役員会の議を経て総会で決定する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 正会員の1割の署名により要求のあったとき

## 第7章 事 務 局

第26条 本会の事務を遂行するために本部に事務局をおく。

2 事務局に関する必要な規則は役員会の議を経て会長が定める。

付 則 本規約は、平成8年4月1日から施行する。

# 城西国際大学父母後援会

## 父母後援会共済事業規約

城西国際大学父母後援会  
父母後援会共済事業規約

## 父母後援会共済事業規約

### 1. 趣旨及び事業

城西国際大学父母後援会では、城西国際大学学生（大学院生及び別科学生を含む。）の父母又は学費負担者として登録された者（様式1）を会員とし、相互扶助の精神に則り、次のような共済事業を行う。

- (1) 在学生全員を「学生教育研究災害傷害保険」（以下、「学生保険」という）及び「災害総合保障特約付総合福祉団体定期保険」（以下、「生命保険」という）に加入されることにより、正課授業中や課外活動又学内外を問わずに24時間学生生活を保障し、次のような事故発生の際には保険金の支払が受けられるようにする。
  - ① 正課中及びそれに準ずる研究活動中に発生した傷害及び死亡、後遺症
  - ② 学生の日常生活（課外活動等も含む）で蒙る不慮の事故による死亡・高度障害及び所定の身体障害
  - ③ 病気による死亡・高度障害
- (2) 会員が不慮の災害に遭遇されたときは、見舞金を支給する。
- (3) 学生の正課中及び課外活動、生活中の傷害事故に対して見舞金を支給する。

### 2. 共 濟 費

- (1) 学生1人年額9,000円を会員負担とする。
- (2) 共済費納入は入学時9,000円とし、2年次以降毎年4月末日までに9,000円を納入する。
- (3) 共済事業運営上やむを得ざる場合には増額することができる。

### 3. 共済費の支出内訳

#### (1) 学生保険に関する保険料

保険料については、保険約款に基づく料額とする。ただし、役員会に報告するものとする。

経営情報学部	入学時（4年間）	3,200円
人 文 学 部	入学時（4年間）	3,200円
大 学 院	入学時（修了まで）	1,700円
別 科	入学時（1年間）	950円

保険有効期間は卒業年度の3月31日までとする。

#### (2) 生命保険に関する保険料

保険料については、保険約款に基づく料額とする。ただし、役員会に報告するものとする。

学生1人当たり年額 4,775円

保険有効期間は1年間（4月1日から3月31日）

## (3) 共済基金

異常事態に対応するため、基金を設ける。

## 4. 会員の死亡による授業料の奨学金

学費支弁者たる会員が死亡した時は、その意思をつぎ無事子弟が、通常の卒業課程の範囲内までの授業料を奨学生として、本人の申し出により無利息で貸与を行うものとする。

なお、この細則については別に定める。

## 5. 事故の際支払われる保険金

## (1) 学生保険の保険金

区分	保険金
①正課中の死亡 〃 傷害（4日以上）	2,000万円 6,000円～30万円
後遺障害金 入院給付金（180日を限度）1日につき	90万円～3,000万円 4,000円
②課外活動中及び学校施設内にいる間の死亡 〃 傷害（14日以上）	1,000万円 3万円～30万円
後遺障害金 入院給付金（180日を限度）1日につき	45万円～1,500万円 4,000円

※後遺障害金は、保険に保険約款による所定の身体障害の程度に応じて保険金が支払われます。

## (2) 生命保険の保険金

区分	保険金
病気による死亡・高度障害	150万円
不慮の事故による死亡・高度障害	150万円
障害給付金	15万円～105万円
入院給付金（入院5日以上120日を限度）	1日 2,250円

※障害給付金は、災害総合保障特約条項による所定の身体障害の程度に応じて給付金が支払われます。

## (3) その他

通学途中、正課中の事故発生による死亡又は傷害の際には、上記学生保険と生命保険の保険金が支払われます。

例えば、死亡の場合は2,000万円+150万円、合計2,150万円が支払いを受ける保険金です。

## 6. 各種見舞金

## (1)弔慰金（様式2）

① 会員が死亡した場合は10万円の弔慰金を支給する。

- ② 学生が死亡した場合は10万円の弔慰金を支給する。
- (2) 傷害見舞金（様式2）
- ① 学生が正課中傷害事故を起こした場合は、完治するまでの治療費の実費10万円を限度として給付する。  
ただし、4日以上の治療については学生保険から治療費が給付されるので、その給付額を差し引いた金額の限度を10万円とする。
  - ② 学生が正課中以外の課外活動等で傷害事故を起こした場合は、完治するまでの治療費の実費10万円を限度として給付する。  
ただし、14日以上の通院又は5日以上の入院治療については、学生保険から入院給付金が給付されるので、その給付額を差し引いた金額の限度を10万円とする。

#### 付 則

1. 本共済事業規約は平成4年4月1日より実施する。  
ただし、学生保険の適用は、平成4年6月1日からとする。
2. 本共済事業規約は平成6年4月1日一部改正。  
ただし、学生保険の適用は、平成6年度入学生からとする。
3. 本共済事業規約は平成8年4月1日一部改正。  
ただし、学生保険の適用は、平成8年度入学生からとする。
4. 本共済事業規約は平成10年4月1日一部改正。  
ただし、学生保険の適用は、平成10年度入学生からとする。

様式1

## 諸 様 式 見 本

受験番号	学籍番号
※	

## 登 錄 書

平成 年 月 日

城西国際大学

父母後援会会長 殿

父	住 所	〒 ( - )	TEL ( )		
母	フリガナ	本人との続柄			
	氏 名	(印)			

私は下記学生の学費負担者であることを登録いたします。

学 部	学 部	学 科
大 学 院	研究科	専 攻
別 科	専 修	
フリガナ		生 年 月 日
学生氏名		年 月 日

備 考	<ol style="list-style-type: none"> <li>この登録書が未提出ですと、共済費が納入されても、保険が成立しませんので、必ず、合格書類といっしょに返送してください。</li> <li>必ず捺印してください。</li> <li>※欄は記入しないでください。</li> <li>父母欄の続柄は、学生からみた関係を記入してください。</li> </ol>
-----	---

係	学生課長	総務課長	事務局長	後援会長

平成 年 月 日

城西国際大学  
父母後援会会長 殿

学 部	学科
研究科	専攻
別 科	専修

学籍番号

学生氏名

請求人住所

氏 名

(印)

父母後援会共済事業規約による（弔慰金・見舞金）の給付を請求いたします。

記

種 別

添付書類

そ の 他

1. 銀 行 名 \_\_\_\_\_銀行

2. 支 店 名 \_\_\_\_\_支店

3. 種 別 普通 当座

4. 口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--

5. 口座名義人 \_\_\_\_\_

# 城西国際大学学歌

(♩=94)  
明るくさわやかに

作詞=谷川俊太郎  
作曲=谷川賢作

A musical score for five voices: soprano (sop.), alto (alto), tenor (ten.), bass (bas.), and piano (p.). The score consists of two systems of music. The first system starts with lyrics in Japanese: "かせかおる はしきをわたって かぎりない みわへとむ かみ みずから はしきをわなって のくるめく あすをゆの". The second system continues with lyrics: "キャンバスは せ かいのモチーフ あなたしい キャンバスは せ かいのモチーフ あなたしい". The piano part provides harmonic support throughout.

A continuation of the musical score from the previous section. The vocal parts remain the same: soprano, alto, tenor, bass, and piano. The lyrics continue from the previous section: "キャンバスは せ かいのモチーフ あなたしい キャンバスは せ かいのモチーフ あなたしい". The piano part maintains the harmonic progression.

新しいキャンバスのプランと写真を拝見した時、もつとも印象的だったのが池にかかる橋でした。橋はひとつ的世界と他の世界を結びつけます。学問の世界と実社会、日本文化と異文化、女と男、全体と細部：それらのうちにひそむ調和への可能性とともに、矛盾をもおそれずにみつめてほしい、そんな願いをこめて言葉を選びました。皆さんのお気持ちに沿う歌になれば、嬉しく思います。

谷川 賢作

城西国際大学学歌

*sopr.* ちひとせのさくつろはうだ はばたなれけう

*alto*

*ten.*

*bass.*

*Pf.*

*sopr.* ジエーフィー ユー クレスナ にあう さがこう きじ て

*alto*

*ten.*

*bass.*

*Pf.*

一、風香る 橋を渡つて  
限りない 未知へと向かう  
キヤンバスは 世界のモデル  
新しい 地図を探ろう  
はばたけ JIU  
国々の 境を越えて

二、水きらら 橋を渡つて  
めくるめく 明日を夢見る  
キヤンバスは 地球そのもの  
学び合う 人のるつばだ  
うたおう JIU  
せめきあう 心むすんで

**MEMO** —

CONFIDENTIAL

**2000大学院 学生便覧**

2000年4月1日 発行

発行者：**城西国際大学**

住 所：千葉県東金市求名1番地

〒283-8555 ☎ 0475 (55) 8800 [代表]